

# 西 東 京 市 財 政 白 書

平 成 17 年 9 月



企 画 部 財 政 課

## 財政白書を作成しました

市民の皆さんに西東京市の財政状況をご理解いただくために「財政白書」を作成しました。今後の西東京市の行財政運営のあるべき姿と行財政改革の必要性について、市民の皆さんが議論する際の素材として活用していただければと思います。

---

西東京市の財政状況は、平成16年度から本格的に実施された国の地方財政対策(三位一体改革)により大きく変わりました。この三位一体改革に伴い大幅な財源不足が生じたことで、基金残高が大幅に減少するなど、これまで比較的安定していた財政状況は一転して非常に厳しいものとなりました。平成17年度以降合併に伴う国や東京都の財政支援が年々縮減していく中で、このような影響(財源不足)が続けば、市財政はさらに深刻な状況に陥ることも予想されます。

# 目 次

## 市の財政は厳しい状況に置かれています……………1

### 1 決 算 収 支……………2

実質収支比率は3.3%で概ね適正な水準を確保

### 2 市 税……………4

依然として低迷が続く市税収入

### 3 自主財源と依存財源……………8

三位一体改革の影響により多額の基金を取り崩した結果自主財  
源比率が上昇

### 4 一般財源と特定財源……………10

地方交付税、臨時財政対策債の依存財源に支えられた一般財源  
比率70%

### 5 地 方 交 付 税……………12

地方交付税に支えられた財政運営

### 6 性 質 別 経 費……………14

市税収入が低迷を続ける中依然として高い水準にある一般行政  
経費

### 7 経 常 収 支 比 率……………16

財政の硬直化が進行

### 8 公 債 費……………18

合併特例債の活用により公債費比率が低下

9 市 債……………20

増加を続ける市債残高

10 基 金……………22

減少を続ける基金残高

11 将来にわたる財政負担……………24

市債以外の借金は減少

12 西東京市のまちづくり……………26

膨大な財源を必要とする西東京市のまちづくり

13 特別会計への繰出金……………28

一般会計の財政を圧迫する多額な特別会計への繰出金

今後の課題と取り組みについて(行革の必要性)……………31

合併に伴う財政支援の段階的縮減、三位一体改革の影響により  
大幅な財源不足が発生

自立した財政構造の構築に向けて  
(国や東京都からの援助に依存しない体質に転換するために)

【参考資料】……………35

合併による財政効果

平成 16 年度決算状況(決算カード)

決算額は、原則として総務省が行う地方財政状況調査に基づく普通会計の決算数値を使用しています。

西東京市の普通会計は、一般会計(一部介護サービス事業に係る経費を除く。)、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計(地域開発事業に係る経費を除く。)が含まれています。なお、平成 16 年度数値については、変更になる可能性があります。



市の財政は厳しい状況に置か  
れています

# 1 決算収支

## 実質収支比率は3.3%で概ね適正な水準を確保

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から翌年度に繰り越すべき財源を控除したもので、純剰余額又は純損失額を表すことから、地方公共団体の財政運営状況を分析する上で重要な指標です。実質収支の赤字が発生し財政破綻のおそれがある地方公共団体は、法律に基づく再建を行うか、自主再建を行うかを決定する必要があります。法律に基づく再建を行う場合は、市債の借入制限が免除されますが、計画に基づき財政健全化を図ることとなるため、事業の廃止、サービス水準の引き下げなどを行わざるを得ず、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的には概ね3%から5%程度が適当であるとされています。なお、実質収支の赤字比率が20%を超えた場合は、公共施設等の整備に係る市債の借入が制限されます。

単年度収支は当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、実質単年度収支は単年度収支に財政調整基金積立額及び市債の繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。これらの収支の黒字・赤字は、翌年度の財政運営に大きな影響を与えます。

(単位:百万円、%)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
歳入決算額	48,190	52,804	57,703	57,680	56,738	56,968	56,409	58,051	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	
歳出決算額	46,523	51,536	56,482	56,545	55,470	55,761	55,292	56,274	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	
形式収支	1,667	1,268	1,221	1,134	1,268	1,206	1,117	1,777	1,682	2,171	2,204	977	1,036	1,043	
翌年度へ繰り越すべき財源	409	19	19	1	6	217	1	622	1	1	1	17	15	19	
実質収支	1,258	1,249	1,202	1,133	1,262	990	1,116	1,155	1,682	2,171	2,203	960	1,022	1,024	
単年度収支	101	8	48	68	129	272	127	38	527	489	32	1,243	62	2	
積立金	418	1,120	618	1,182	638	669	1,120	589	530	856	1,752	2,050	873	673	
繰上償還額	0	0	0	0	0	0	131	73	75	70	0	0	0	0	
積立金取崩額	1,366	123	1,964	698	1,330	1,139	763	1,806	875	1,244	1,158	1,150	690	1,500	
実質単年度収支	1,049	990	1,393	415	564	742	614	1,106	257	171	626	343	245	825	
実質収支比率	4.4	4.1	3.9	3.8	4.1	3.1	3.4	3.4	4.9	6.3	6.5	2.9	3.3	3.3	

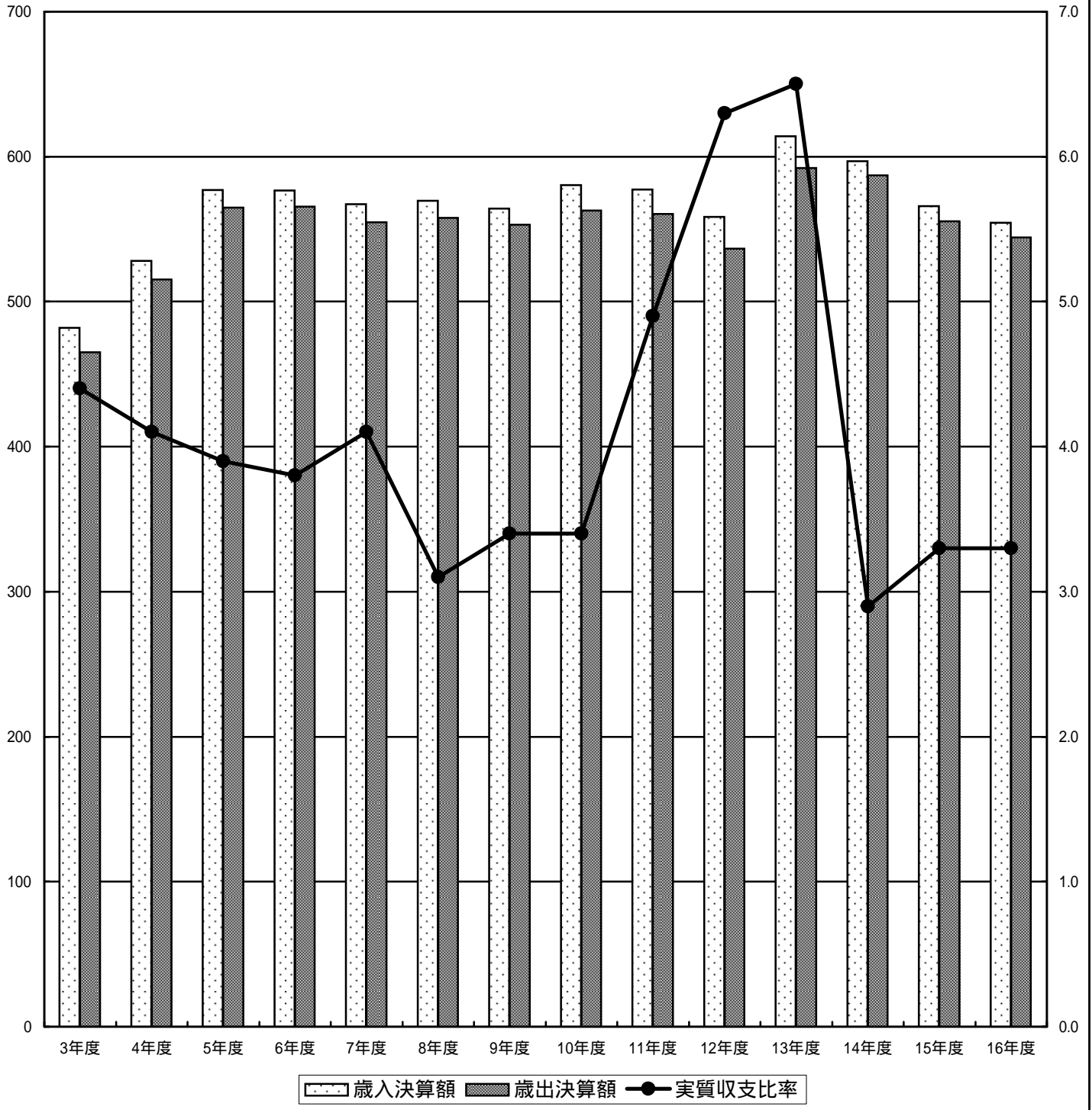
平成16年度の歳入決算額は、三位一体改革の影響により地方交付税や臨時財政対策債などの一般財源が大幅な減となったことに伴い、前年度に比べ2.0%の減となりました。また、歳出決算額は、特別職を含む退職者の増により人件費が、児童手当や生活保護費の増により扶助費がそれぞれ増となったものの、積立金が大幅な減となったことに伴い、前年度に比べ2.0%の減となりました。

合併年度及びその翌年度である平成12年度及び平成13年度については、新市決算における収支構造の把握や分析が困難であったため、実質収支比率が上昇しました。平成14年度以降については、概ね適正な水準となっています。

億円

# 歳入・歳出決算額及び実質収支比率の推移

%





## 2 市税

### 依然として低迷が続く市税収入

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより地域の住民、企業等から納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費については、その地方公共団体の財源で賄うことが原則とされ、その中心となるものです。

(単位:百万円、%)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
決 算 額	個人市民税	15,342	16,157	15,754	13,472	13,930	13,519	14,485	13,544	12,788	12,437	12,436	12,087	11,549	11,561
	法人市民税	3,031	2,312	2,123	1,690	1,640	1,816	2,103	2,045	1,419	1,722	1,812	1,172	1,338	1,582
	固定資産税	7,565	8,355	8,644	9,225	9,657	10,230	10,076	10,404	10,707	10,546	10,621	10,781	10,394	10,516
	軽自動車税	50	50	51	52	52	53	52	53	53	54	58	60	62	64
	市たばこ税	724	726	732	712	725	729	877	896	960	942	914	892	918	928
	特別土地保有税	71	42	19	17	17	27	7	0	0	1	1	0	0	0
	都市計画税	1,717	1,902	1,978	2,098	2,227	2,317	2,271	2,333	2,373	2,382	2,266	2,258	2,169	2,189
	合計	28,501	29,544	29,301	27,266	28,247	28,691	29,871	29,275	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840
徴収率	95.1	94.5	93.8	92.1	92.0	92.0	91.5	90.8	90.0	89.9	90.6	90.8	91.4	93.4	

市税収入は、バブル経済の崩壊、景気対策として行われた減税などにより、平成9年度をピークに大幅に減少しています。最近では企業業績の大幅な良化による東京都財政の回復が報道されていますが、西東京市では、大規模工場の移転、撤退などにより法人市民税の市税全体に占める割合が大幅に減少しているため、当面の税収増について大きな期待はできません。このような状況の中で、市では、限られた財源を確保するため徴収率の向上に努めています。

個人市民税は、景気の低迷、景気対策として行われた減税などにより減少傾向(停滞傾向)にあります。

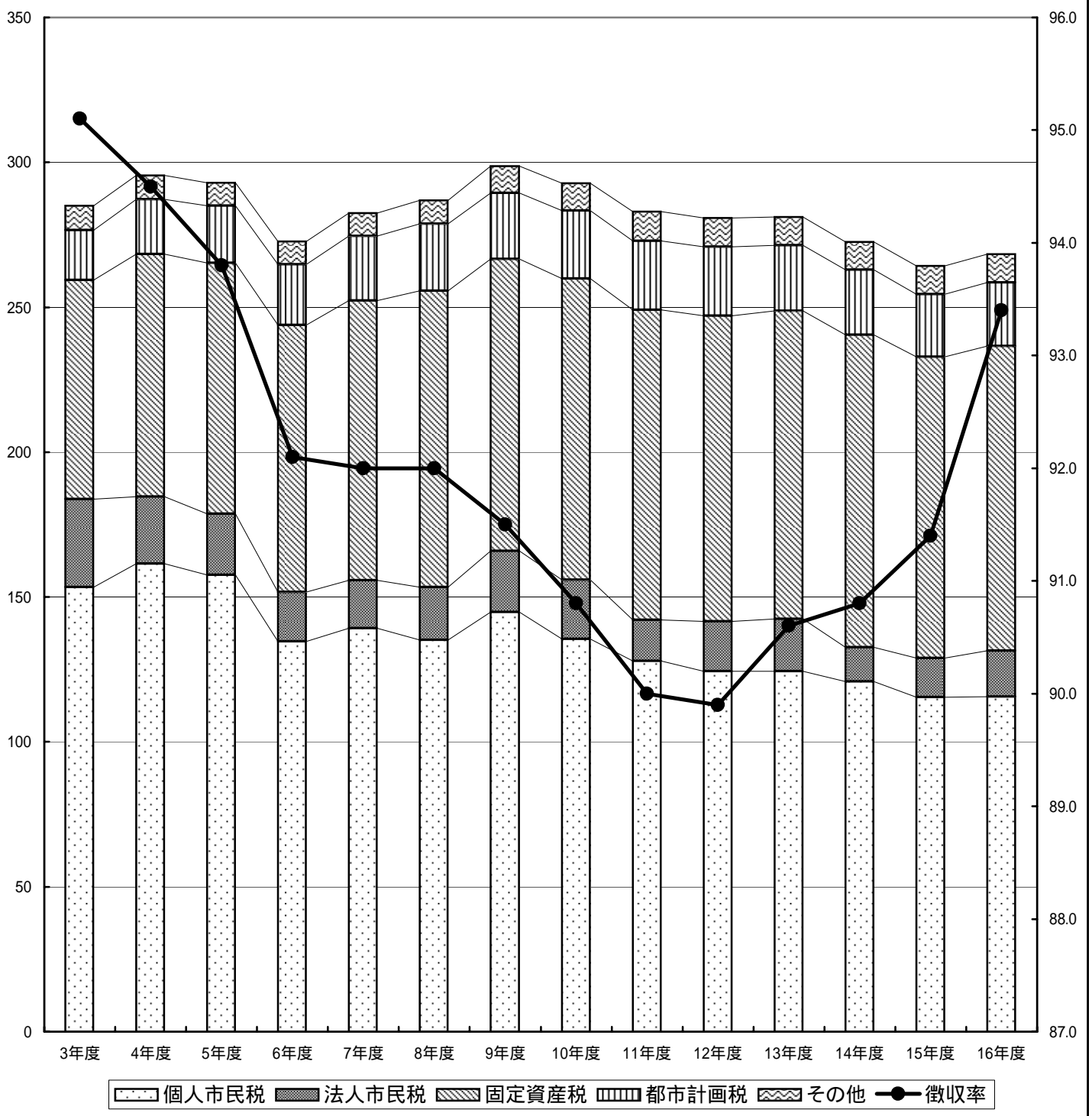
法人市民税は、市内に大規模な工場を持つ製造業、金融機関等の法人に代わり、建設業、不動産業などの法人が業績(納税額)を伸ばしています。

固定資産税及び都市計画税は、比較的安定した財源です。近年では、大規模マンション新築などの増収要因がある一方で、土地の下落による減収要因もあり、全体としては横ばいとなっています。

億円

# 市税決算額及び徴収率の推移

%

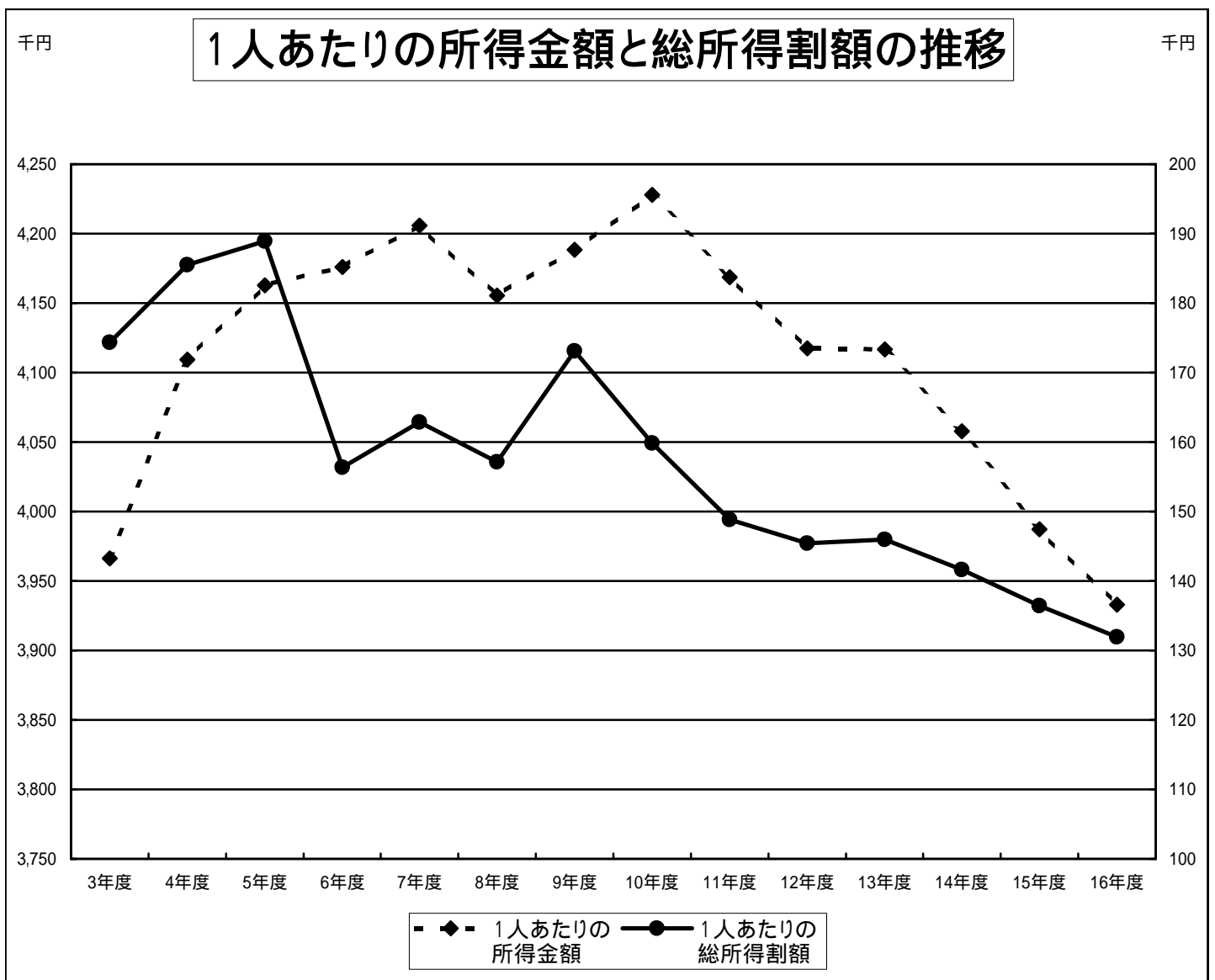


< 個人市民税所得額の推移 >

(単位:人、千円)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
納税義務者数	73,180	74,774	76,339	76,712	76,505	77,767	78,110	78,543	78,173	77,705	76,925	77,861	77,235	78,252	
1人あたりの所得金額	3,966	4,109	4,163	4,176	4,206	4,156	4,188	4,228	4,169	4,118	4,117	4,058	3,987	3,933	
1人あたりの総所得割額	174	186	189	156	163	157	173	160	149	145	146	142	136	132	

1人あたりの総所得割額は譲渡所得等を除く



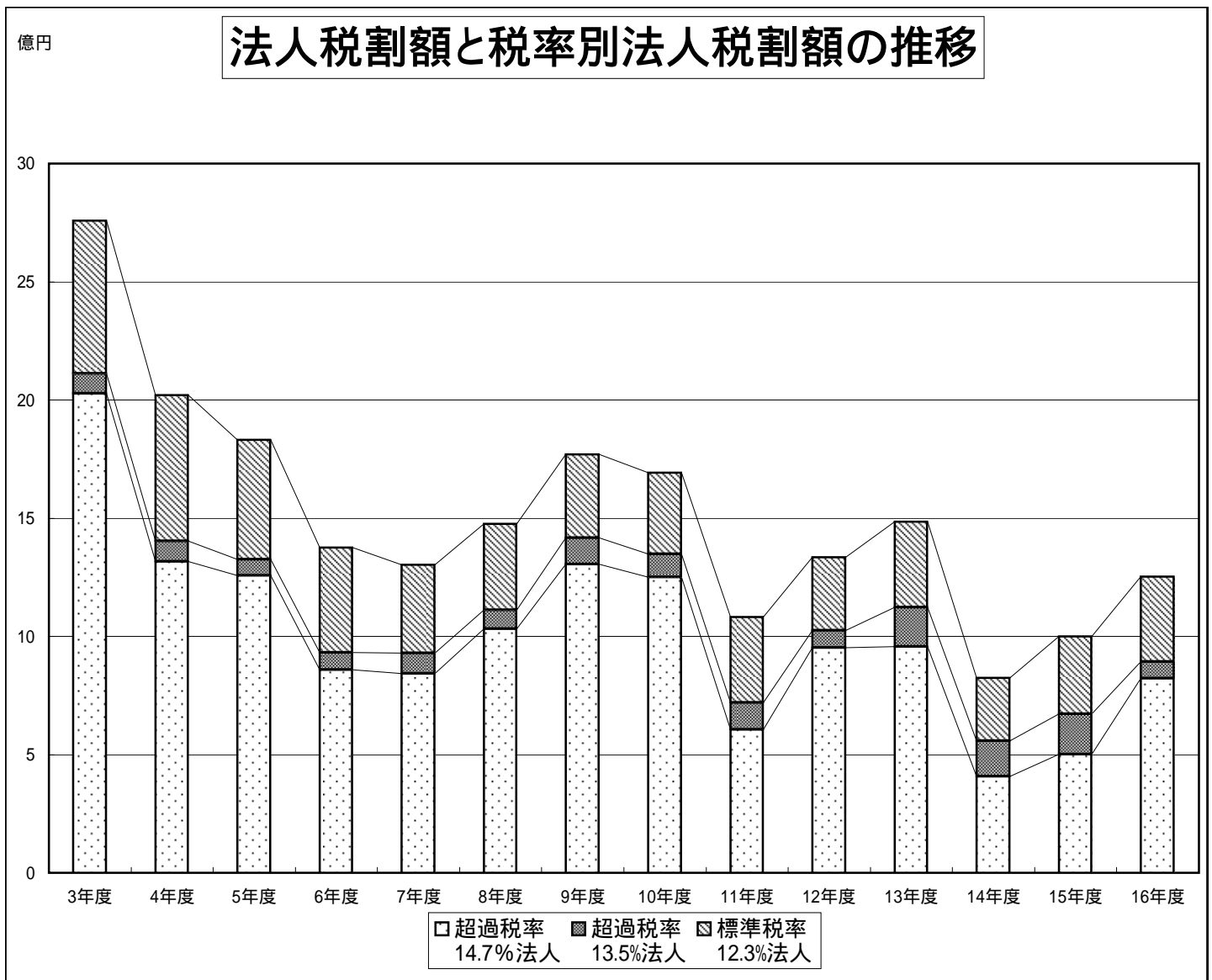
< 法人市民税割額の推移 >

(単位:百万円)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
法人税割額	2,759	2,020	1,832	1,377	1,303	1,476	1,771	1,692	1,082	1,335	1,485	824	1,000	1,253	
超過税率 14.7%法人	2,027	1,317	1,258	859	842	1,033	1,305	1,251	605	953	956	407	501	822	
超過税率 13.5%法人	84	88	68	72	88	80	112	97	115	72	168	152	172	70	
標準税率 12.3%法人	648	616	506	446	373	363	354	344	362	311	362	265	327	361	

超過税率14.7%法人:資本等の金額が10億円を超える法人  
 超過税率13.5%法人:資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人  
 標準税率12.3%法人:資本等の金額が1億円以下の法人

数値は現年課税決算調定額



### 3 自主財源と依存財源

## 三位一体改革の影響により多額の基金を取り崩した結果 自主財源比率が上昇

自主財源は、市の権限により収入できるもので、市税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいいます。

依存財源は、国や東京都の基準などに依存し収入されるもので、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債等をいいます。

歳入に占める自主財源の割合(自主財源比率)が高いほど、財政運営の自主性と安定性を確保することができます。

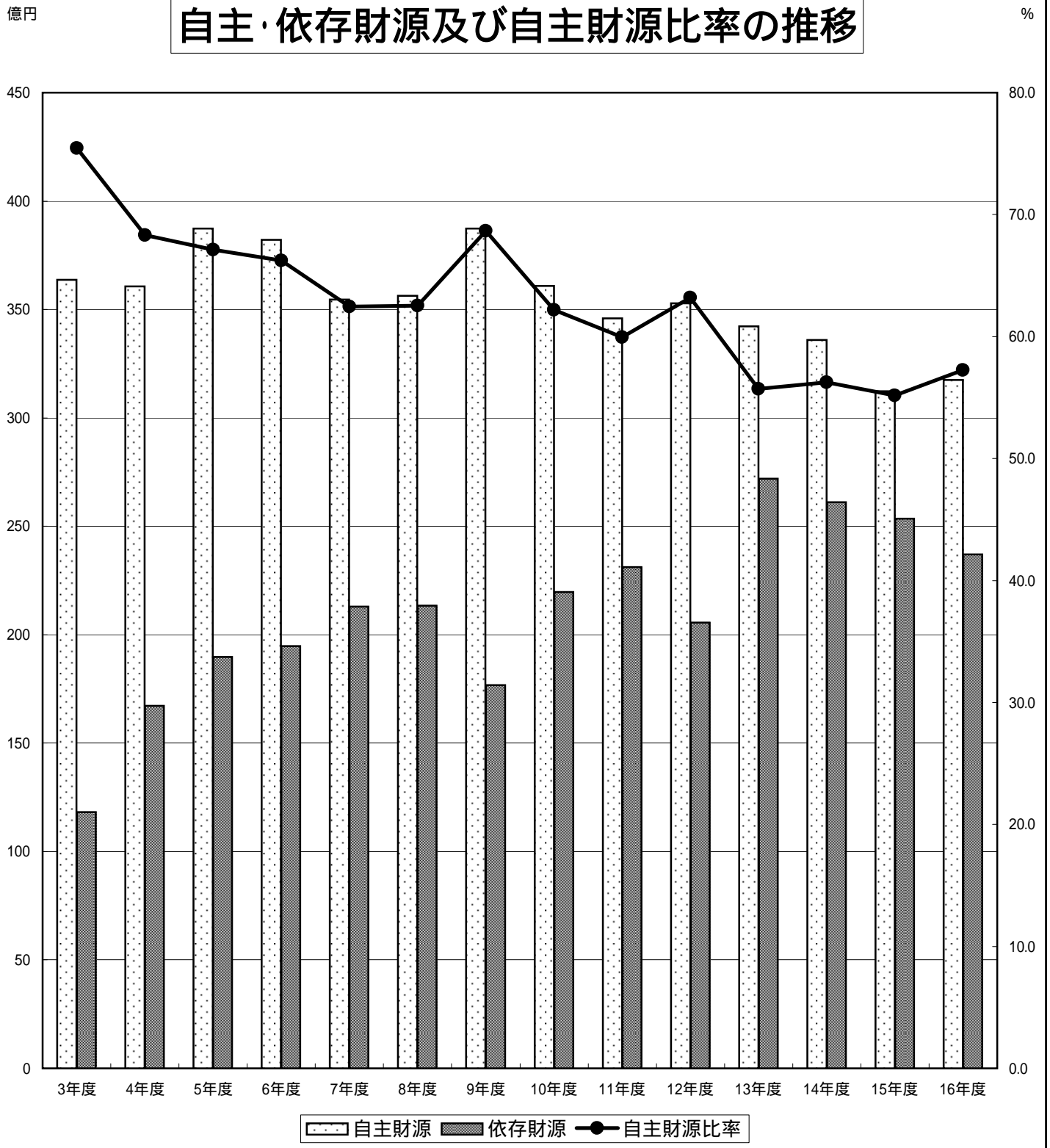
(単位:百万円、%)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
自主財源	市 税	28,501	29,544	29,301	27,266	28,247	28,691	29,871	29,275	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840
	分担金及び負担金	608	378	411	439	494	512	544	596	655	252	267	272	233	223
	使用料及び手数料	369	399	441	453	452	481	509	574	650	638	580	585	606	655
	財産収入	2,043	1,790	908	801	615	402	779	339	132	426	52	62	419	99
	寄 附 金	92	132	341	243	293	368	178	12	59	24	2	1	56	1
	繰 入 金	2,355	1,083	5,083	6,709	3,138	2,840	4,648	3,219	2,375	3,213	2,693	2,868	2,159	2,581
	繰 越 金	1,490	1,667	1,268	1,221	1,134	1,268	1,206	1,117	1,477	1,682	2,171	2,204	977	1,036
	諸 収 入	910	1,084	974	1,075	1,075	1,065	1,005	959	945	970	346	348	343	324
	合 計	36,368	36,075	38,725	38,208	35,448	35,629	38,741	36,091	34,593	35,289	34,221	33,590	31,222	31,759
	依存財源	地方譲与税	771	859	939	943	961	998	529	272	279	286	298	300	317
地方交付税		221	1,365	640	943	1,277	1,991	2,818	3,226	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581
国庫支出金		2,669	3,876	4,200	2,869	2,895	3,245	3,632	4,761	6,603	3,663	5,622	5,497	5,516	5,449
都 支 出 金		5,420	7,017	9,323	7,585	9,589	8,641	5,898	6,254	5,662	6,029	5,557	5,554	5,457	5,599
市 債		467	2,234	2,420	5,562	4,953	5,338	3,403	4,929	2,249	1,486	6,543	6,781	6,623	5,465
そ の 他		2,274	1,378	1,456	1,570	1,615	1,126	1,388	2,519	3,655	4,297	4,483	3,584	3,717	3,964
合 計		11,822	16,728	18,978	19,472	21,290	21,339	17,668	21,960	23,127	20,551	27,195	26,105	25,352	23,698
歳 入 総 額	48,190	52,804	57,703	57,680	56,738	56,968	56,409	58,051	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	
自主財源比率	75.5	68.3	67.1	66.2	62.5	62.5	68.7	62.2	59.9	63.2	55.7	56.3	55.2	57.3	

市税の減収に対しては、依存財源である地方交付税や臨時財政対策債などにより、一定程度財源補てんが行われています。そのため、バブル経済の崩壊、景気対策として行われた減税などにより市税が減収を続けた結果、自主財源比率が低下して行きました。

しかし平成16年度は、三位一体改革により依存財源である地方交付税や臨時財政対策債が大幅に減少し、その代替財源として多額の財政調整基金を繰り入れたことから、自主財源比率が2.3ポイント上昇しました。

# 自主・依存財源及び自主財源比率の推移



## 4 一般財源と特定財源

### 地方交付税、臨時財政対策債の依存財源に支えられた一般財源比率70%

一般財源は、用途が限定されずどのような経費にも使用できるもので、市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などをいいます。

特定財源は、用途が特定されているもので、国庫支出金、都支出金、使用料、手数料、財産収入、地方債などをいいます。

地方公共団体が行政需要に円滑に対応する財政運営を行うためには、歳入に占める一般財源の割合(一般財源比率)が高いことが望ましいとされています。

(単位:百万円、%)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
一般財源	36,116	35,946	36,368	37,460	37,637	38,772	41,278	40,407	39,987	42,160	43,168	42,121	41,428	40,544	
特定財源	12,074	16,858	21,335	20,220	19,101	18,196	15,131	17,644	17,733	13,679	18,247	17,574	15,146	14,912	
歳入決算額	48,190	52,804	57,703	57,680	56,738	56,968	56,409	58,051	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	
一般財源比率	74.9	68.1	63.0	64.9	66.3	68.1	73.2	69.6	69.3	75.5	70.3	70.6	73.2	73.1	

平成9年度及び平成12年度は、投資的経費の減少に伴い特定財源が減少したことにより、一般財源比率が上昇しています。

合併後、基幹収入である市税が低迷を続ける中で一般財源比率がほぼ70%台で推移しているのは、主要な一般財源である市税の減収に対して、同じく一般財源である地方交付税、臨時財政対策債などにより財源補てんが行われているためです。

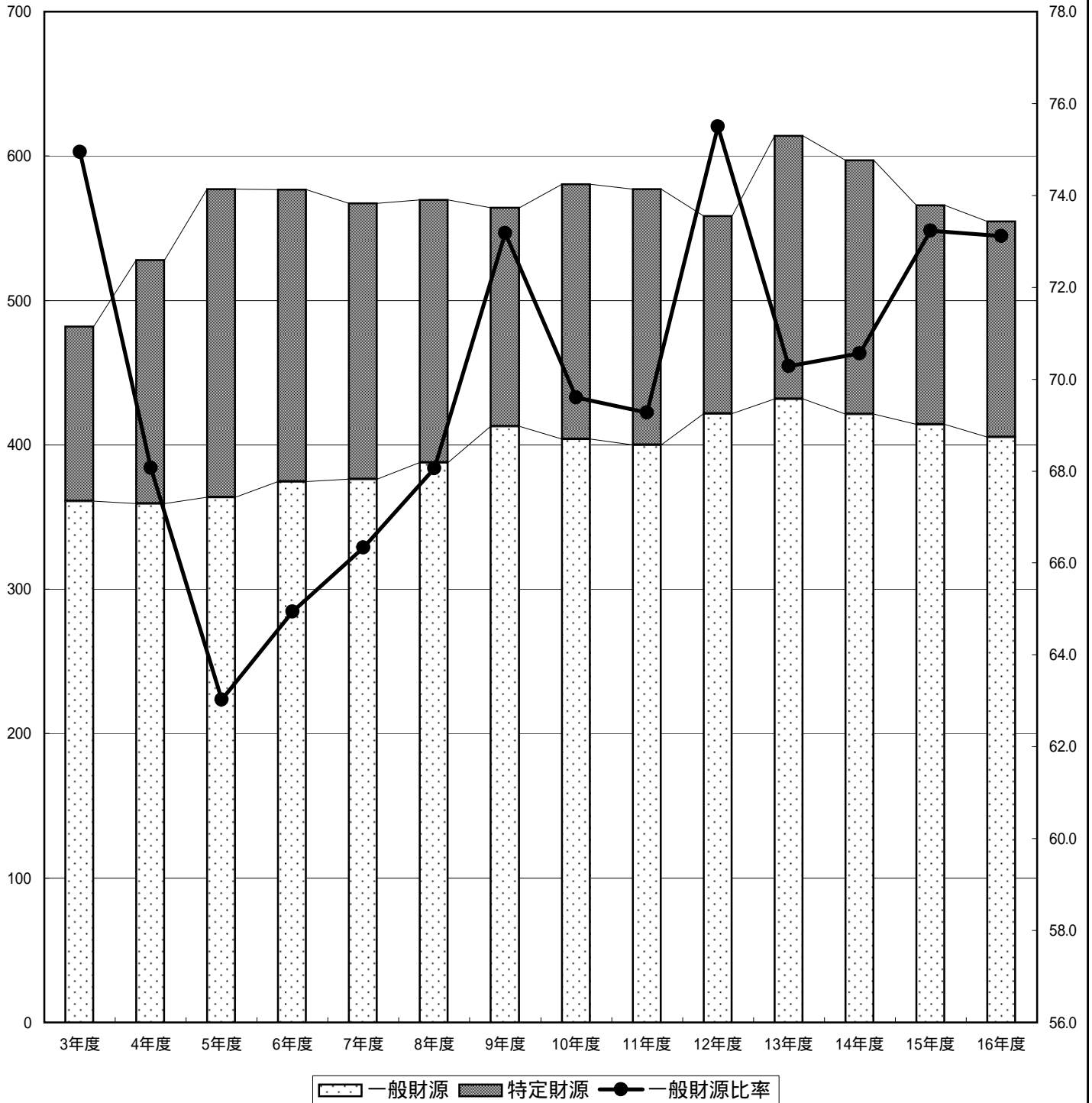
平成16年度は三位一体改革に伴い地方交付税や臨時財政対策債が大幅に減となった代わりに財政調整基金を大幅に増額して取り崩したため、前年度とほぼ同水準となっています。

このことから、必ずしも安定的で自立的な財政状況であるとはいえません。

億円

# 一般・特定財源及び一般財源比率の推移

%





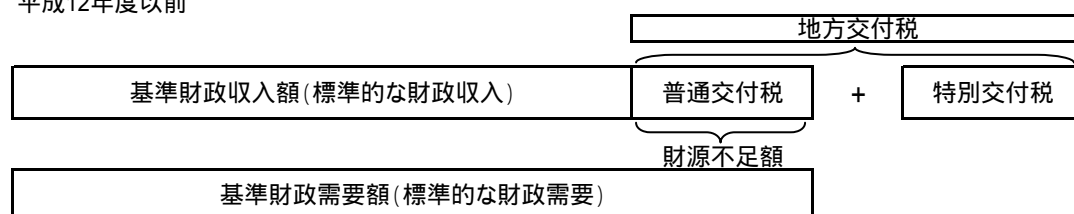
## 5 地方交付税

### 地方交付税に支えられた財政運営

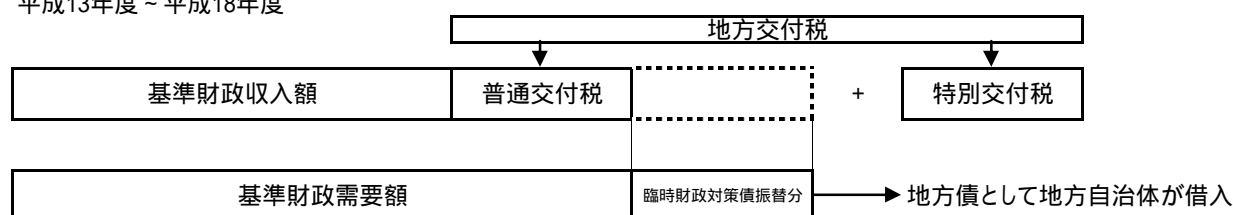
地方交付税は、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、日本全国すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのものです。地方交付税には、財源不足団体に交付される普通交付税と、災害などが特別な財政需要に対して交付される特別交付税とがあります。また、平成13年度から平成18年度までの時限的な措置として、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債という地方債に振り替える措置がとられています。なお、臨時財政対策債の元利償還金については、後年度に全額地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額に算入されることになっています。

< 地方交付税と臨時財政対策債の算定イメージ図 >

平成12年度以前



平成13年度～平成18年度



普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額を一定の基準によって算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に対してその財源不足額が交付されます。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額により除して算出されます。財政力指数が1を上回ると不交付団体(富裕団体)と呼ばれ普通交付税が交付されません。財政力指数は従来1に近づくほど財政状況が好転したものとみなされてきましたが、平成12年度以降基準財政需要額の一部が臨時財政対策債へ振り替えられたことにより、実態を反映したもとはなっていません。

平成3年度は旧田無市、旧保谷市ともに不交付団体でしたが、景気の低迷による市税の落ち込みなどにより平成4年度から旧保谷市が、平成7年度から旧田無市が交付団体となりました。

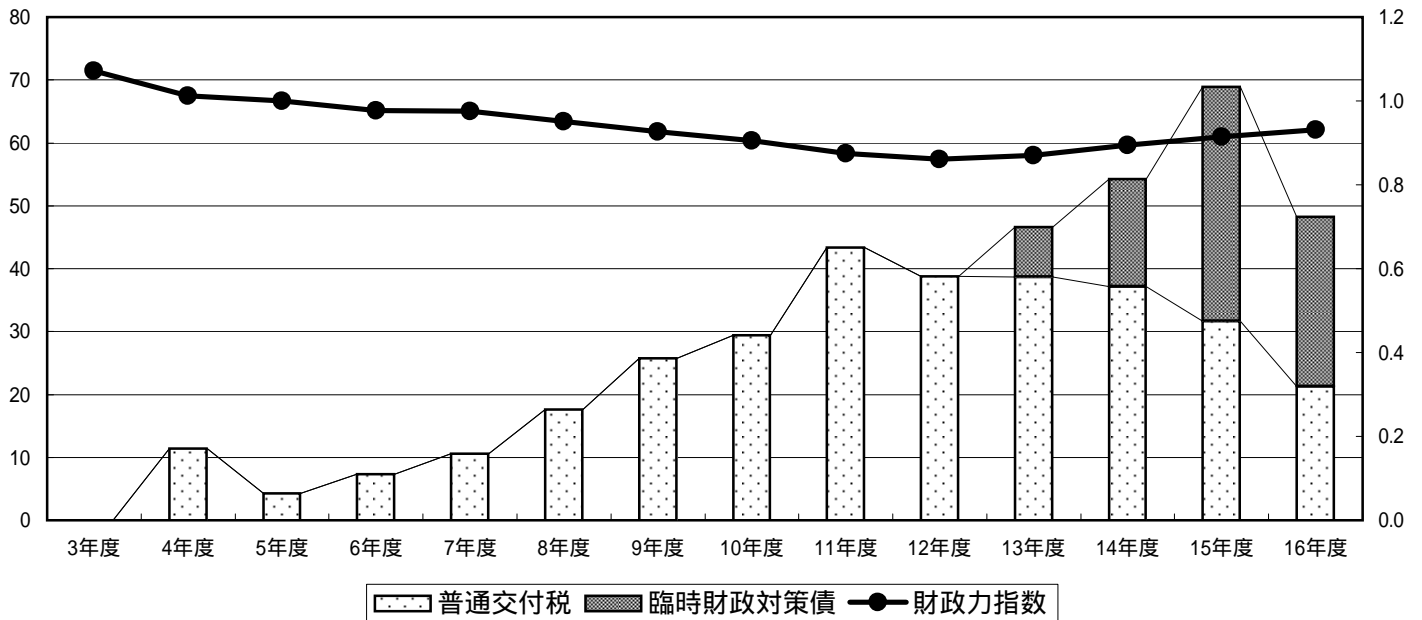
平成16年度では普通交付税と臨時財政対策債を合算すると歳入全体の約1割を占め、西東京市の財政構造は地方交付税に大きく依存したもとなっています。

(単位:百万円)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
地方交付税	221	1,365	640	943	1,277	1,991	2,818	3,226	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581	
普通交付税	0	1,139	431	732	1,061	1,763	2,580	2,944	4,334	3,879	3,869	3,711	3,166	2,124	
特別交付税	221	226	209	211	216	228	238	282	345	911	823	678	557	457	
臨時財政対策債											793	1,715	3,723	2,703	
合計	221	1,365	640	943	1,277	1,991	2,818	3,226	4,679	4,790	5,484	6,104	7,446	5,285	

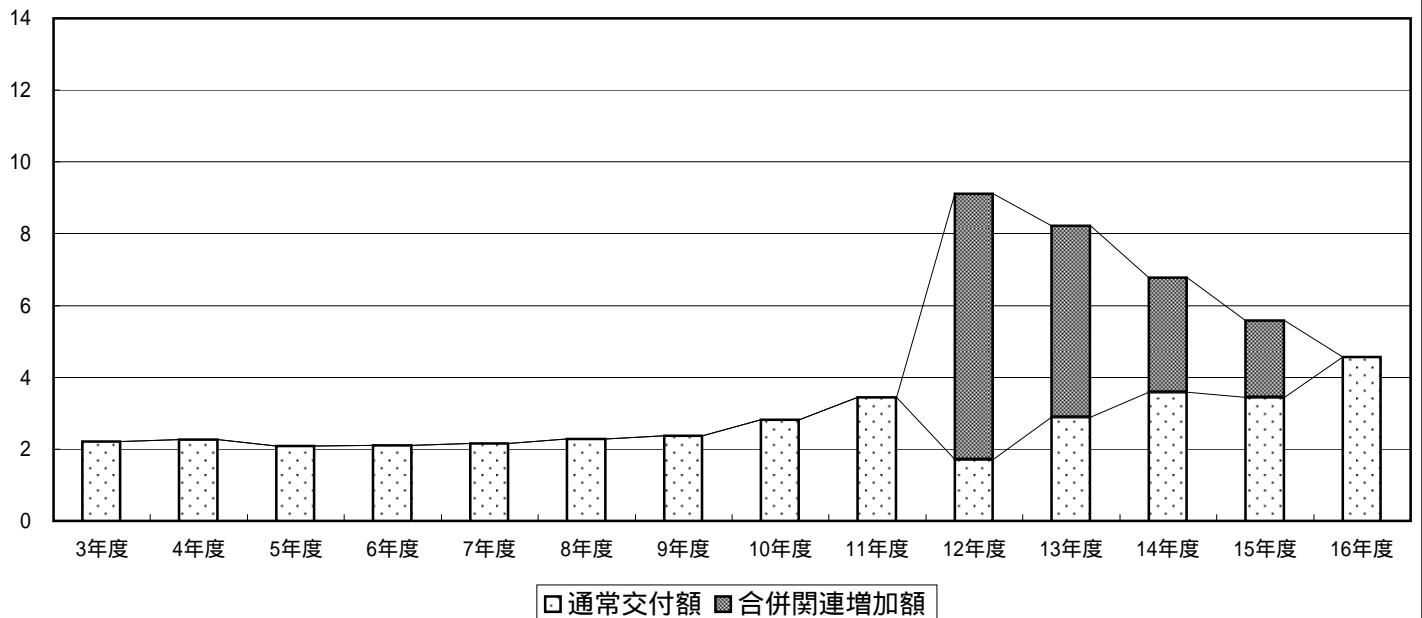
億円

## 交付税・臨時財政対策債及び財政力指数の推移



億円

## 特別交付税の推移



## 6 性質別経費

### 市税収入が低迷を続ける中依然として高い水準にある 一般行政経費

性質別経費は、経済的性質によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費の義務的経費、普通建設事業費の投資的経費などがあります。経費を性質別に分類することによって、例えば人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能な臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営の弾力性が大きくなっていることがわかります。(逆の場合は財政が硬直化しているといえます。)

(単位:百万円)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
義務的経費	18,152	19,166	20,078	21,568	22,215	22,999	24,285	24,939	25,391	23,174	22,658	22,854	23,541	24,121	
人件費	11,299	12,217	12,823	13,169	13,232	13,353	13,655	13,602	13,451	13,757	13,065	12,384	12,215	12,616	
扶助費	4,246	4,367	4,627	5,470	5,979	6,480	7,048	7,543	8,240	5,849	6,261	6,830	7,756	8,169	
公債費	2,606	2,582	2,628	2,929	3,004	3,166	3,582	3,795	3,700	3,568	3,332	3,641	3,569	3,336	
投資的経費	9,545	12,876	15,623	12,060	11,994	11,152	7,840	9,332	6,500	5,628	10,657	9,201	6,229	6,373	
その他の経費	18,826	19,494	20,781	22,918	21,262	21,611	23,167	22,003	24,147	24,866	25,896	26,663	25,768	23,919	
物件費	5,002	5,533	5,947	5,974	6,441	6,637	6,847	7,146	7,216	8,228	7,693	7,994	7,815	7,751	
補助費等	5,166	5,650	6,709	5,954	6,405	6,759	6,749	7,633	8,379	7,751	7,291	7,816	7,805	7,310	
繰出金	4,446	4,677	5,253	5,074	5,151	5,234	5,555	5,151	5,227	6,024	6,746	6,739	7,158	7,387	
その他	4,212	3,634	2,873	5,915	3,264	2,981	4,016	2,073	3,325	2,863	4,167	4,115	2,990	1,472	
歳出合計	46,523	51,536	56,482	56,545	55,470	55,761	55,292	56,274	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	

その他は維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金

合併後も基幹収入である市税が低迷を続ける中で、国や東京都の合併に伴う財政支援、地方交付税や地方交付税の振替財源である臨時財政対策債などで一般財源の不足を補うことにより、各事業のサービス水準を維持してきました。

人件費:職員給料・諸手当、議員報酬等

合併前までは年々増加傾向にありましたが、合併後は退職者の一部不補充などにより減少しています。平成16年度は、退職手当の増により3%程度増加しました。今後は、団塊の世代が退職を迎えることから(いわゆる2007年問題)、退職手当の支給により人件費が一時的に大幅増することが予想されています。

扶助費:社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用(現金、物品、サービスの支給)

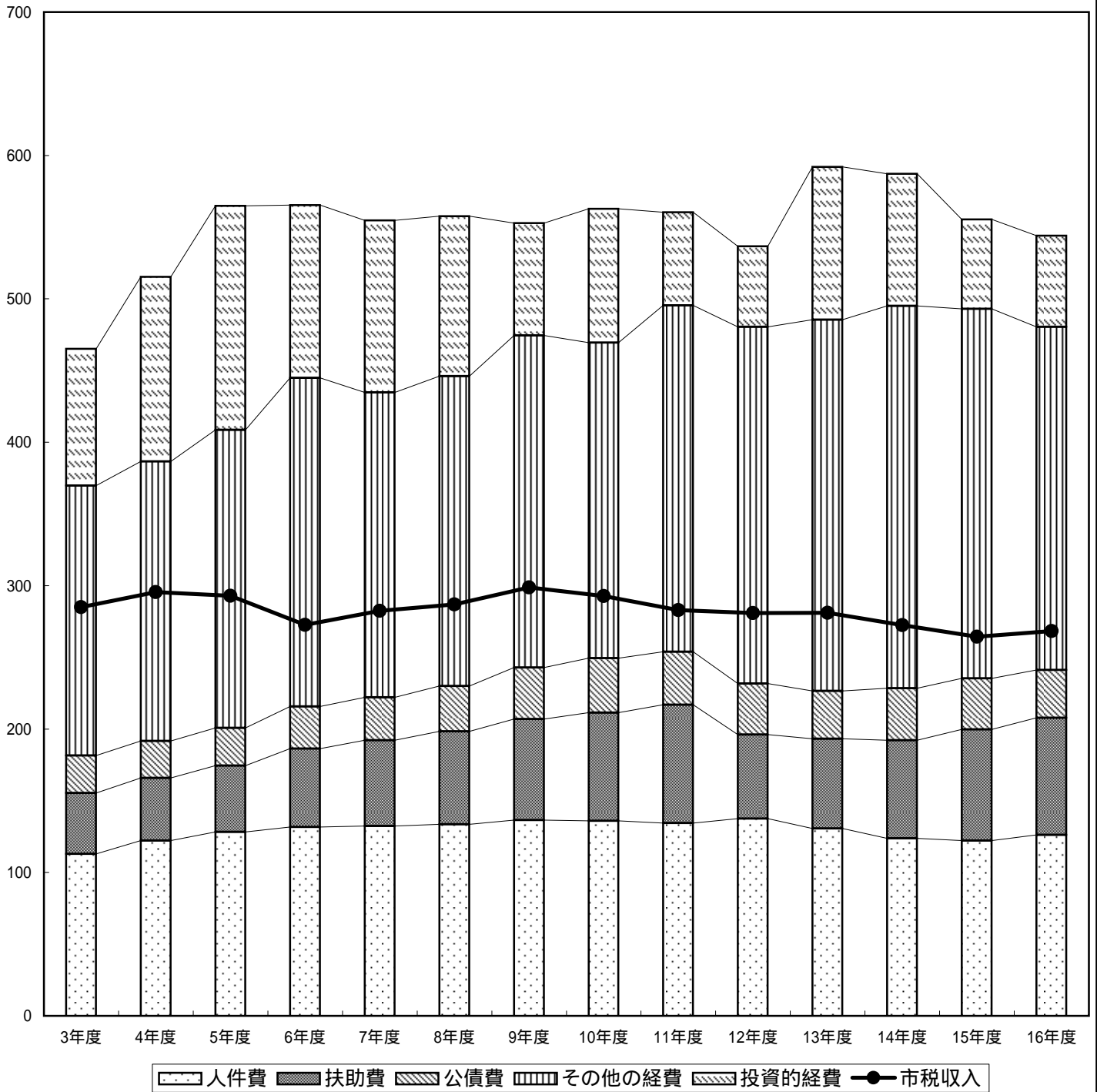
平成12年度は高齢者福祉関係の多くが介護保険特別会計に移行したため一時的に減となりました。今後は、生活保護費や児童手当などの増により増加傾向にあります。

公債費:市債の元利償還金(借金返済金)

投資的経費の減少などにより平成11年度以降は減少に転じていました。今後は、合併特例債、臨時財政対策債、減税補てん債などの借入に伴い増加傾向にあります。

億円

### 性質別経費の推移



## 7 経常収支比率

### 財政の硬直化が進行

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費(経常経費)に対して、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源(経常一般財源)がどれくらいの割合で使われているかを示したものです。

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ(行政需要)に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることになります。

適正水準は、一般的に70～80%といわれています。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100$$

(単位:%)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
西 東 京 市	74.2	77.0	82.3	92.1	91.9	92.1	89.8	91.7	87.4	85.0	82.2	87.2	85.1	90.0	
東 京 都 26 市 平 均	74.2	77.4	81.8	89.0	89.3	91.9	91.1	92.5	91.2	89.6	87.1	90.7	89.8	91.3	

各地方公共団体の経常収支比率は、景気の低迷による市税収入の減少、社会保障の充実に伴う扶助費の増加などにより年々上昇しています。

西東京市の経常収支比率は、合併に伴う国や東京都の財政支援、人件費の抑制などにより、都内の市の中では比較的良好な水準である80%台を確保してきました。

しかしながら、合併に伴う国や東京都の財政支援の段階的縮減、三位一体改革の影響に伴い、平成16年度はついに90%となってしまいました。

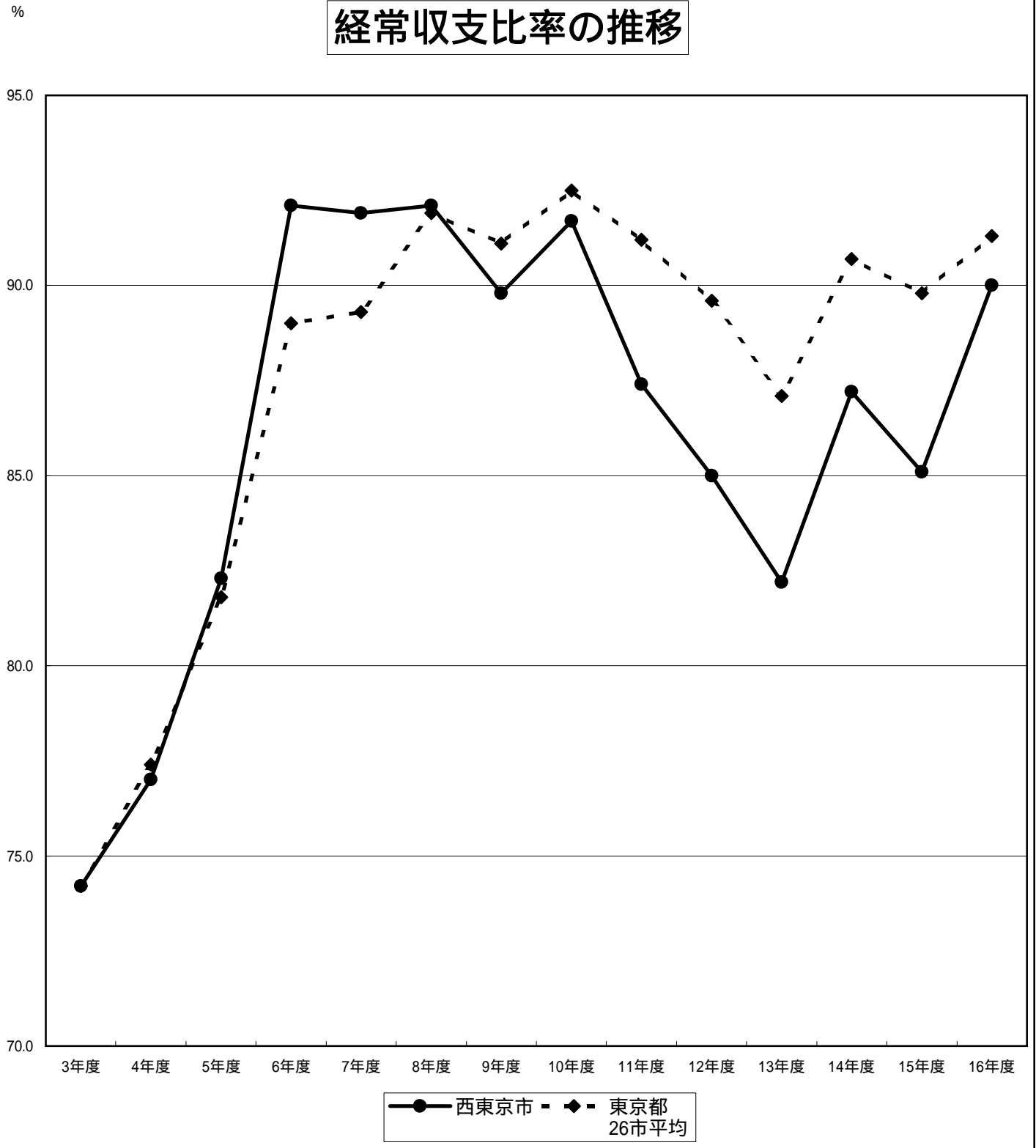
< 特別会計への多額な繰出金が一般会計の財政を圧迫しています。 >

国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計に対しては、毎年度一般会計から多額の赤字補てんが行われています。この経費については、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定しない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。この経費を経常収支比率の算定要素に含めた場合の西東京市の経常収支比率は、平成14年度で98.5%(26市平均96.7%)、平成15年度で96.7%(同96.5%)となり、26市平均を上回っているのが実態です。(平成16年度見込は102.0%で、26市平均は集計中です。)

このことから、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等特別会計の健全化に向けた取り組みが不可欠です。

28ページ「13 特別会計への繰出金」参照

# 経常収支比率の推移



## 8 公債費

### 合併特例債の活用により公債費比率が低下

公債費は、市債の元金及び利子の償還費をいいます。原則として一般会計においては市税などの一般財源により支払われ、また、人件費、扶助費と同様に義務的経費であるため、この比率が上昇すると財政の硬直化を招くことになります。

公債費比率は、標準財政規模に対する公債費充当一般財源の割合をいいます。概ね10%以下が適正な水準といわれています。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費(一般財源充当分)} - \text{繰上償還額等充当一般財源} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政収入額} + \text{普通交付税額} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}}$$

(単位:百万円、%)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
元 金 償 還 額	2,518	2,370	2,686	2,652	2,414	3,202	3,633	3,915	4,058	4,087	4,403
利 子 支 払 額	1,044	958	954	918	922	877	895	960	970	991	983
公 債 費 合 計	3,563	3,328	3,640	3,569	3,336	4,079	4,529	4,875	5,028	5,078	5,386
減税補てん債及び 臨時税収補てん債	600	651	719	740	584	738	771	798	824	851	871
臨時財政対策債			9	20	72	180	320	626	756	856	956
合 併 特 例 債			79	130	198	631	993	1,252	1,451	1,650	1,969
通 常 債	2,963	2,677	2,833	2,679	2,482	2,530	2,445	2,199	1,997	1,721	1,590
公 債 費 比 率	8.2	7.1	7.6	7.4	6.8	7.9	8.0	7.6	7.5	6.9	6.8

平成16年度元金償還額は、平成7年度及び平成8年度減税補てん債の一括償還分(4,683百万円)を除く。

平成12年度から平成16年度までは決算額、平成17年度から平成22年度までは平成17年度末起債現在高見込額に総合計画等を反映し推計

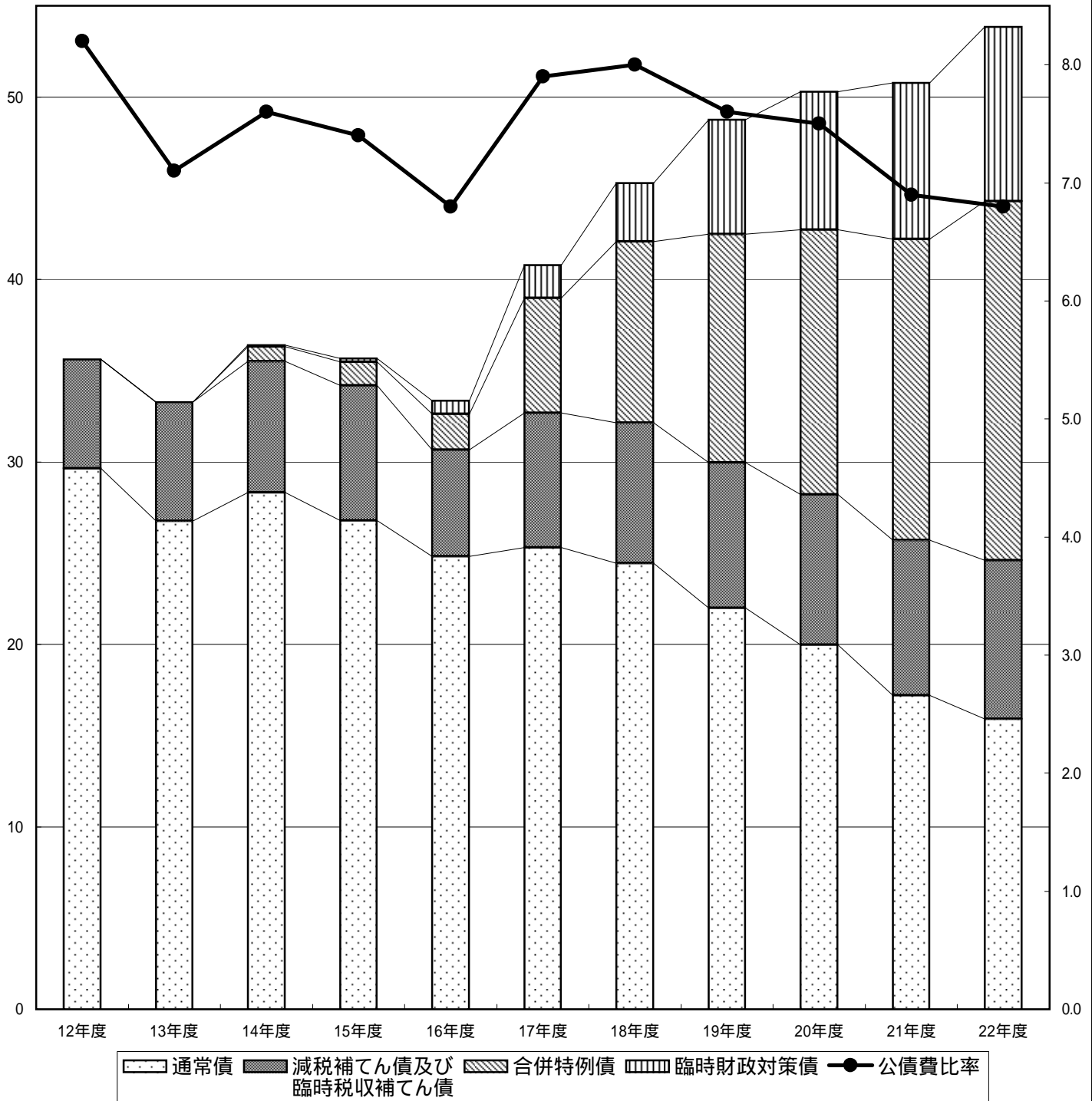
平成13年度から平成22年度までの間は、総合計画(新市建設計画)に基づく社会資本整備事業について合併特例債を活用し実施するため、通常債の元利償還額の割合が年々減少していきます。

また、臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債については元利償還金の全額が、合併特例債については元利償還金の7割が交付税措置(基準財政需要額に算入)されることから、市債残高が増加しても公債費比率は低下していく傾向にあります。

億円

# 公債費及び公債費比率の推移

%





## 9 市債

### 増加を続ける市債残高

市債は、一般家庭(家計)の「借金」にあたるもので、公園、都市計画街路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補てんするものです。また、道路や公共施設などは将来の世代も利用するものなので、将来の受益者(利用者)にも負担してもらおうのが公平という「世代間の負担の公平化」を図るとい側面もあります。

(単位:百万円、%)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
合併特例債												4,875	8,818	11,049	13,047
通常債	18,592	19,287	20,119	21,368	22,334	23,178	23,461	24,893	24,535	23,188	21,520	19,806	17,943	16,258	
臨時財政対策債											793	2,508	6,231	8,934	
減税補てん債等				2,489	4,648	7,172	7,945	8,826	8,858	8,947	8,990	8,942	8,822	8,857	
地方債残高	18,592	19,287	20,119	23,857	26,982	30,350	31,406	33,719	33,393	32,135	36,178	40,074	44,045	47,096	
起債制限比率	8.2	8.0	7.7	7.8	8.1	8.2	8.1	8.1	8.0	7.5	7.0	6.8	6.7	6.6	

平成16年度末市債残高は、470億9,637万7千円です。このうち、合併後の新市建設計画事業に活用している合併特例債が130億4,652万円、減税補てん債や臨時財政対策債などの赤字地方債が177億9,127万5千円で、全体の65%を占めています。

地方債の発行制限の目安となる起債制限比率は6.6%で、市債残高が増加しているにもかかわらず低下傾向にあります。これは、減税補てん債、臨時財政対策債、合併特例債の元利償還金が地方交付税により措置されることによるものです。しかしながら、今後は国の地方財政対策(三位一体改革)により不透明な状況となっています。

現行の総合計画に基づき事業を推進していくと、市債残高は年々増加し、そのピークは平成22年度で約546億円まで達します。

#### 赤字地方債

一般財源と同様に用途が限定されていない地方債で、減税補てん債、臨時財政対策債などがあります。これらの返済については100%地方交付税が措置され、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

#### 起債制限比率

公債費の負担が財政規模に対してどの程度なのかを把握するための指標で、地方税、普通交付税など用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費に充当されたものの占める割合

$$\text{起債制限比率} = ((A - (B + C + E)) \div ((D + F) - (C + E)))$$

A: 当該年度普通会計元利償還金

B: Aに充当された特定財源

C: 普通交付税基準財政需要額に算入された公債費

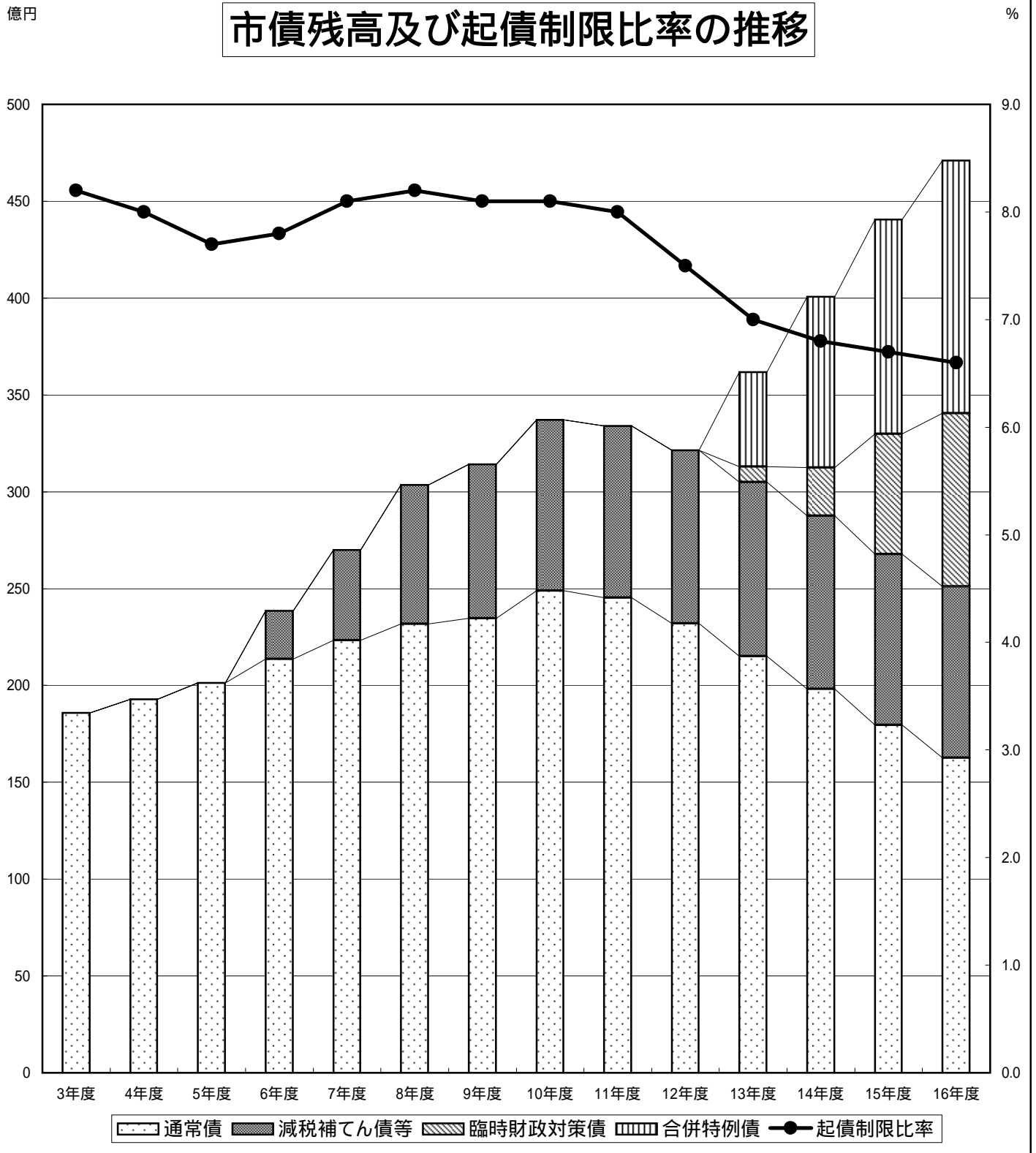
D: 当該年度標準財政規模

E: 普通交付税基準財政需要額に事業費補正によって算入された公債費

F: 臨時財政対策債発行可能額

上記算式により算出した比率の過去3か年の平均値を使用します。

# 市債残高及び起債制限比率の推移



## 10 基金

### 減少を続ける基金残高

基金は、一般家庭(家計)の中で、収入減や病気など不測の事態に備えたり、また家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」にあたるものです。西東京市には、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」、公園や学校などの公共施設を計画的に整備するための「まちづくり整備基金」などがあります。

(単位:千円)

		平成16年度末 現在高	目 的 等
特 定 目 的 基 金	まちづくり整備基金	3,336,579	公共施設の整備及び事業の推進を図るため
	地域福祉基金	660,593	総合的な地域福祉の推進を図るため
	振興基金	84,537	市民の連帯の強化及び地域振興を図るため
	保谷駅南口市街地 開発事業基金	761,943	保谷駅南口市街地開発事業に要する資金を確保するため
	職員退職手当基金	1,934,532	職員の退職手当の支払に充てるため
	その他の基金	88,861	罹災救助基金、不況対策基金、中小企業従業員退職金等共済基金
	小計	6,867,045	
財政調整基金	3,883,746	年度間の財源調整を図り、財政の効率的執行と健全な運営に資するため	
合計	10,750,791		

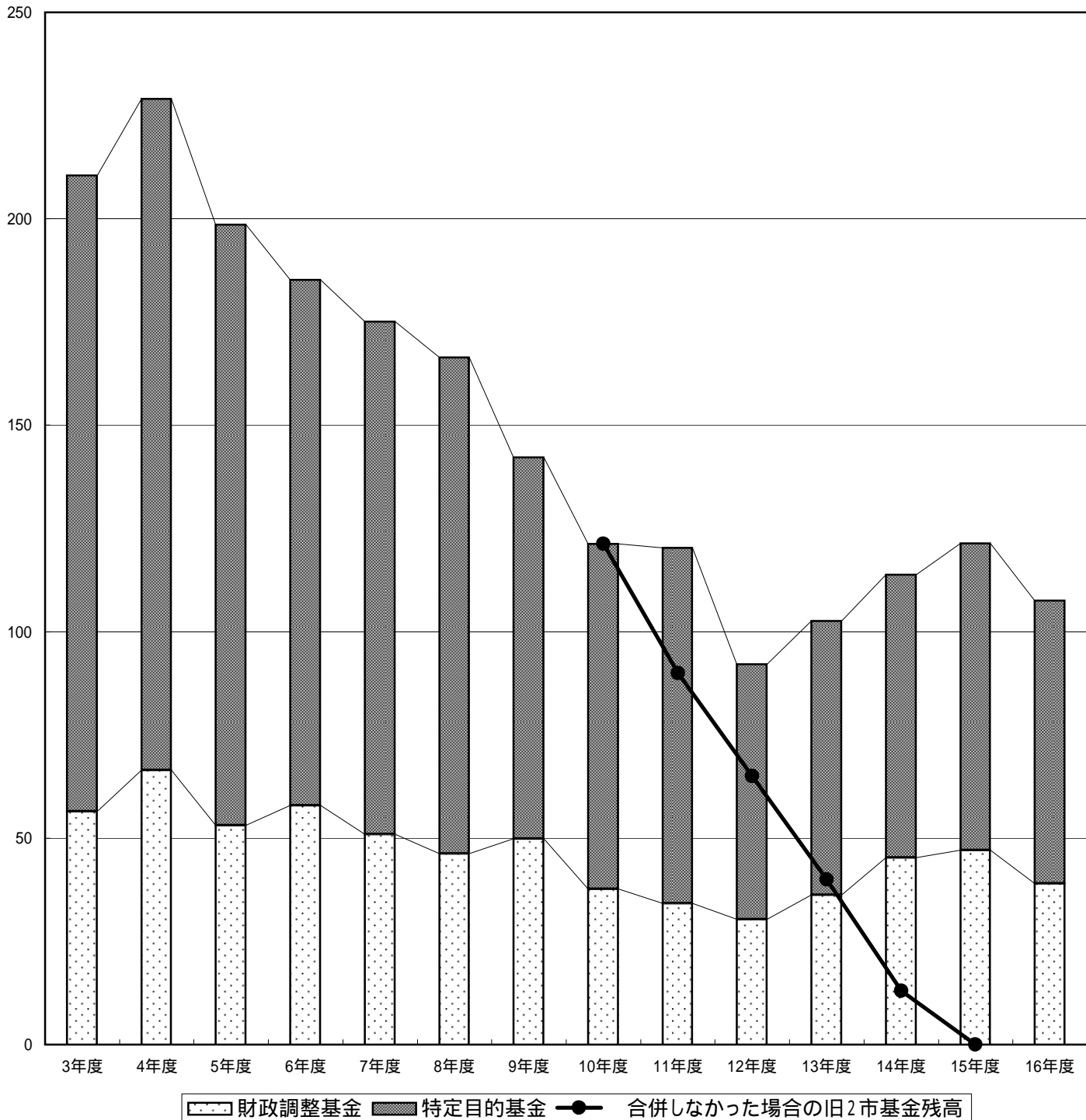
平成16年度末基金残高は、107億5,079万1千円となっています。

合併に伴う国や東京都の財政支援を活用し事業を実施する一方で、合併効果を最大限活用し経費削減に取り組んできた結果、基金残高は、合併後100億円を超える額を確保してきました。しかしながら、国の地方財政対策(三位一体改革)に伴う地方交付税や補助金の削減等により、平成17年度当初予算編成時点においては、60億円台と大幅に減少しました。

合併前の旧2市の財政推計(平成11年12月9日第5回合併協議会資料)によれば、合併をしないで現行の行政水準を維持した場合、両市とも平成15年度末には、基金が底をつくものと試算されていました。

# 基金残高の推移

億円



## 11 将来にわたる財政負担

### 市債以外の借金は減少

市債同様、後年度の財政負担となるものとして債務負担行為があります。例えば、大規模な建設工事、土地購入、電算システムのリースのように複数年度契約を締結する場合に、翌年度以降の支出(債務)を予算上定めておく必要があります。この債務の内容を明らかにして、それを保証するものを債務負担行為といい、翌年度以降の支出が予定されるものと債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものに分類されます。

平成16年度における債務負担行為翌年度以降支出予定額は27億8,098万円で、西東京市土地開発公社に対する債務保証などが3億4,429万9千円、事務機器などのリース料が17億3,663万1千円、建設工事などが7億5万円となっており、西東京市土地開発公社による用地先行取得の減少とともに減少傾向にあります。

(単位:百万円)

	合併前(旧2市合算)										合併後				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
工事・リース等	8,482	7,207	4,547	846	3,688	1,339	3,717	1,566	994	1,653	1,994	3,825	1,802	2,437	
土地開発公社	7,677	9,642	9,485	8,660	7,528	6,219	5,112	3,994	3,601	4,335	3,388	2,545	2,115	344	
合計	16,159	16,849	14,032	9,506	11,216	7,558	8,829	5,560	4,595	5,988	5,382	6,370	3,917	2,781	

市の将来財政負担となる債務負担行為翌年度以降支出予定額と市債残高を合算すると、平成16年度で約500億円に達します。

また、実質債務残高比率は160%で、合併後大幅な伸びとなっています。債務残高比率は、債務状況の健全性を示す指標で、市債残高と債務負担行為翌年度以降支出予定額を合算したものを標準財政規模で除したもので、100%程度がおおむね健全、適正な水準(将来の世代に負担を残さない水準)とされています。

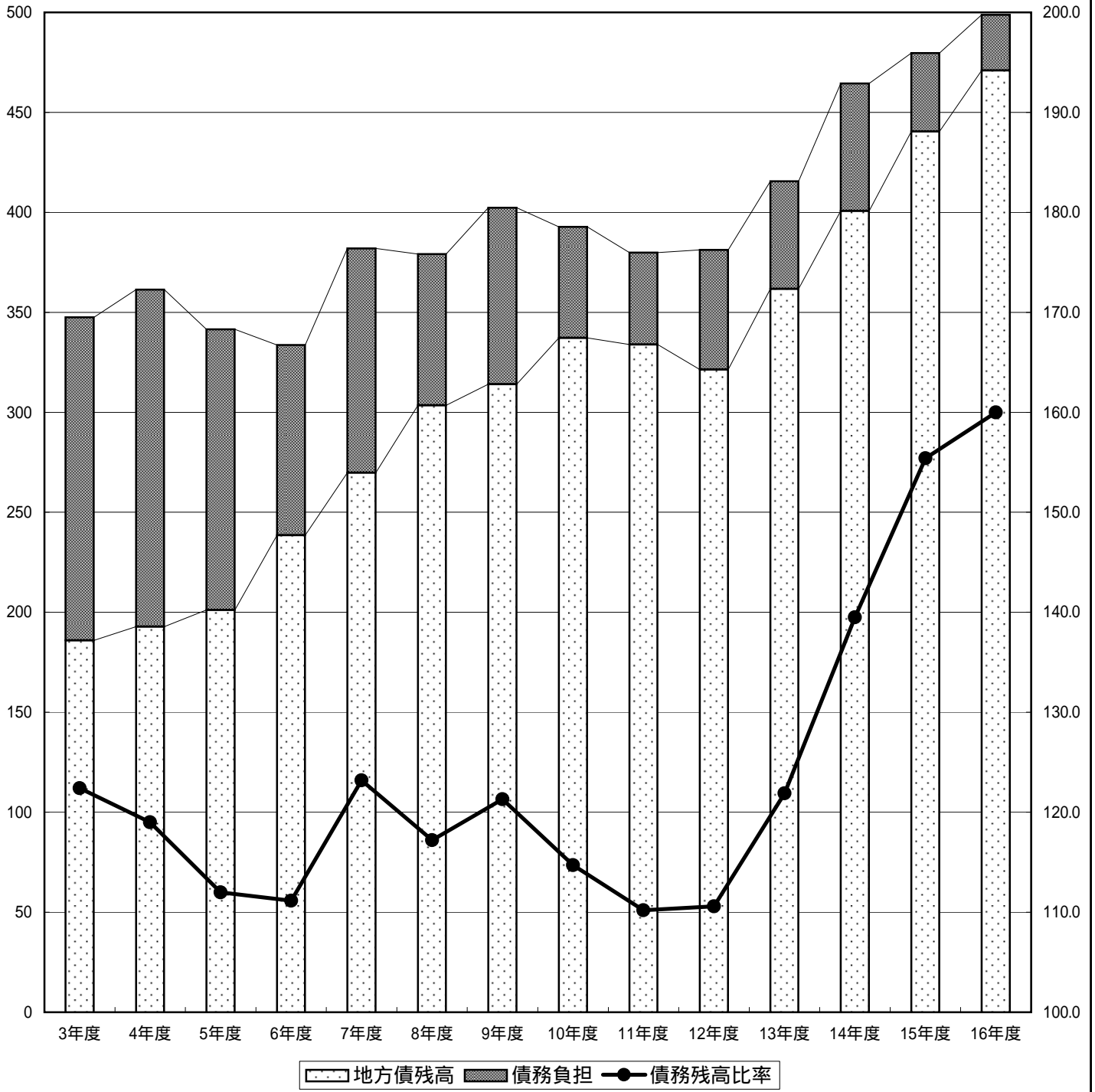
西東京市土地開発公社は、事業用地として必要な土地を市から委託を受けて先行取得することを主な目的として、市の全額出資により設立されました。市では、相続の発生により急遽土地を取得しなければならない場合や、地価の高騰が続く時代には高騰する前に土地を取得する場合など公社を最大限に活用し、地域の秩序ある整備と財政負担の軽減を図ってきました。土地の取得の際には、債務保証の上限額と市が取得する際の経費が債務負担行為として設定されます。

バブル経済崩壊後、財政状況の悪化などにより土地利用が進まず、公社が土地を保有し続けるいわゆる「塩漬け用地」が問題となっている地方公共団体があります。西東京市では、土地取得後5年をめどに公社からの取得を計画的に行っているため、東京都が取得する予定の東伏見都市計画公園事業用地を除き、長期保有しているいわゆる「塩漬け用地」はありません。

億円

# 将来にわたる財政負担の推移

%



## 12 西東京市のまちづくり

### 膨大な財源を必要とする西東京市のまちづくり

西東京市のまちづくりは、合併前に策定された新市建設計画(計画期間10年間:平成13～22年度)及び新市建設計画を包含し平成16年度からスタートした本市初の総合計画(同10年間:平成16～25年度)に基づき進められています。

この総合計画の推進には、10年間で約882億円という膨大な財源が必要となります。

さらに、総合計画の取り組みに加えて、政権公約(マニフェスト)への対応も必要です。

#### < 新市建設計画の実施状況と総合計画事業 >

年 度	区分	主な計画事業	概算経費
13年度	新市建設計画	【新市建設計画(平成13～15年度)の実施状況】 西東京いこいの森公園の整備 けやき小学校の建設 コミュニティバス(はなバス)の運行 都市計画道路の整備(西3・4・15号線) 地域情報化の推進 など	約208億円 (決算額)
16年度		総合計画	
22年度	【総合計画事業】 保育園・児童館施設の整備 小・中学校施設の整備 都市計画道路の整備 ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進 コミュニティバス(はなバス)の運行		
25年度	西東京いこいの森公園の維持管理 福祉会館の建替 地域情報化の推進 など		

## 新市建設計画

田無市・保谷市合併協議会によって作成された計画で、合併後のまちづくりに対する将来ビジョンを示すとともに、この新市建設計画を基礎として、合併特例債をはじめとしたさまざまな財政措置が講じられています。

## 総合計画

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部構成となっています。

基本構想：地方自治法で議会の議決を経て定めることが規定されており、西東京市のまちづくりを進めるための最も基本となる方針を定めたもの

基本計画：基本構想を実現するため、総合計画期間中の課題と方向性を示し、諸施策を総合的に体系化したもの

実施計画：基本計画に基づいて各年度の事業規模や財源内訳などを明確にしたもので、予算を編成する際の指針となるもの

## 政権公約(マニフェスト)

政党や候補者が選挙時に政策目標や実現への手順、財源、時期などの数値を用いて具体的に示した公約集。坂口市長は、42項目にわたる目標を掲げています。



## 13 特別会計への繰出金

### 一般会計の財政を圧迫する多額な特別会計への繰出金

特別会計は、特定の事業、資金などについて特別の必要がある場合に一般会計から区分してその収支を別に経理する会計で、西東京市には現在8会計あります。

本来であれば各特別会計内で収支均衡が図られるべきですが、特に国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計については、支出を収入で賄いきれず一般会計からの多額の繰入金で赤字補てんを行っている状況です。

(単位:千円、%)

	13年度	14年度	増減率	15年度	増減率	16年度	増減率
	一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金	2,229,891	2,192,291	1.7	2,335,537	6.5	2,411,909
基準内	414,891	478,291	15.3	550,459	15.1	670,921	21.9
基準外	1,815,000	1,714,000	5.6	1,785,078	4.1	1,740,988	2.5
一般会計から下水道事業特別会計への繰出金	2,600,000	2,520,000	3.1	2,669,921	5.9	2,684,507	0.5
基準内	247,083	258,120	4.5	260,001	0.7	236,722	9.0
基準外	2,352,917	2,261,880	3.9	2,409,920	6.5	2,447,785	1.6

法令などにより一般会計からの繰出しが定められているものを基準内繰出金といい、それ以外の枠を超えたものを基準外繰出金といいます。国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計については、料金収入などでは賄いきれない赤字部分を一般会計からの基準外繰出金により、補てんを行っています。

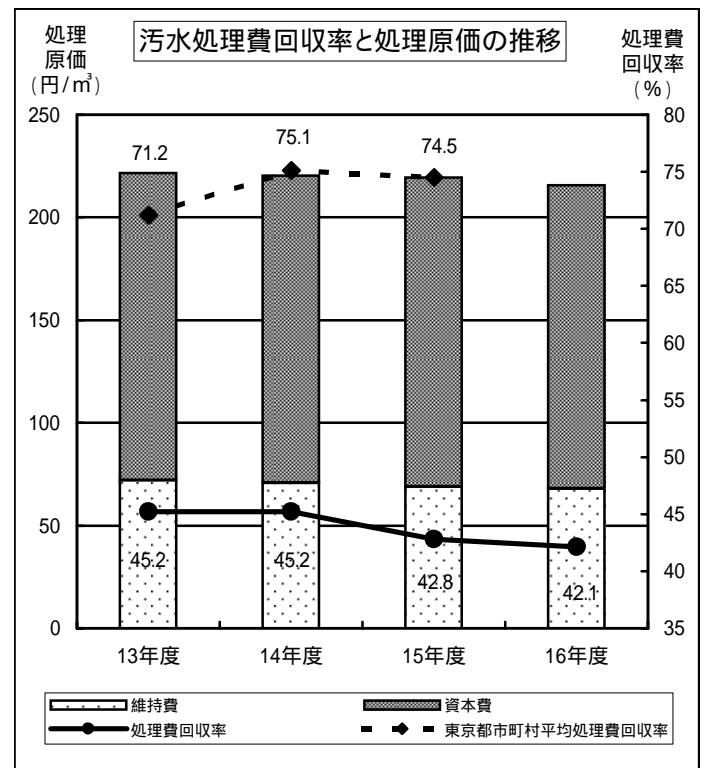
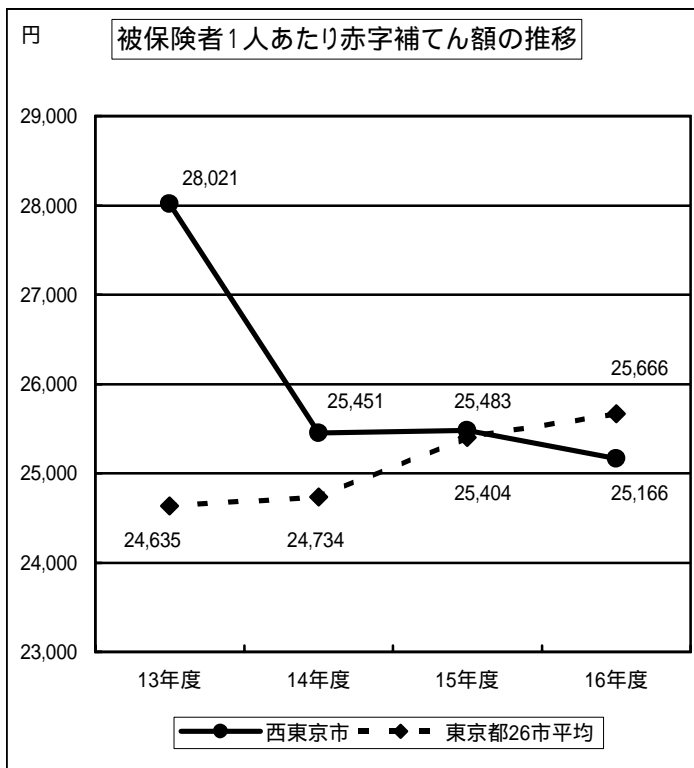
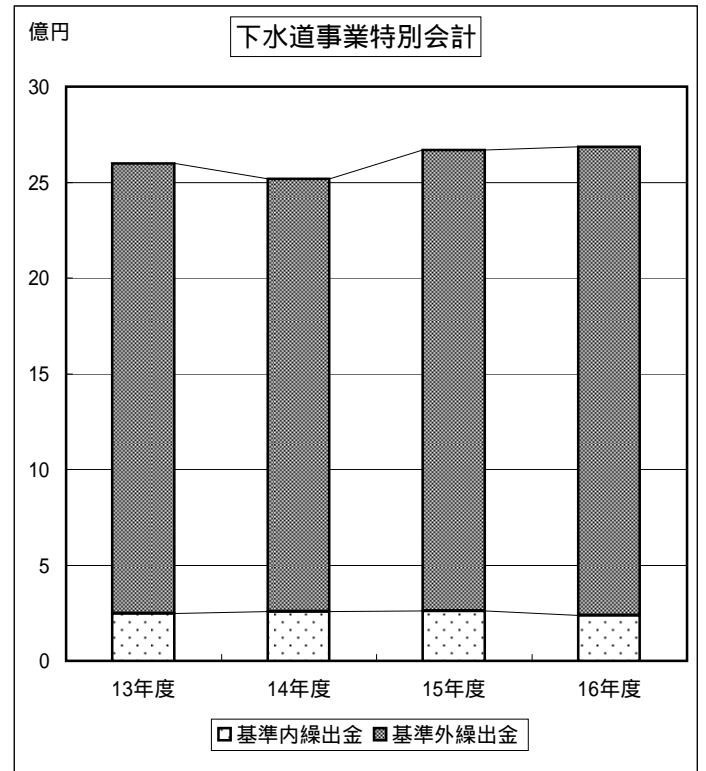
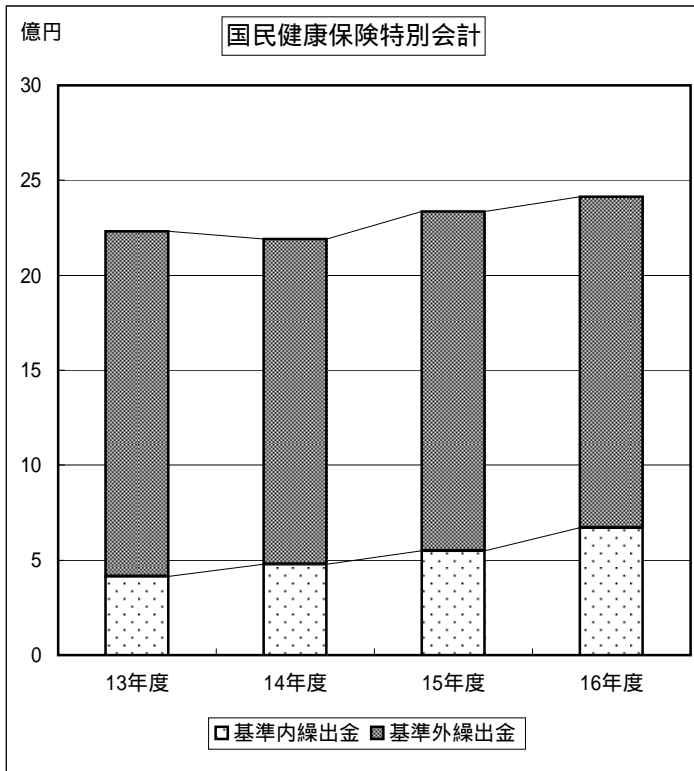
西東京市における国民健康保険特別会計の市民1人あたりの赤字補てん額は25,166円で、東京都26市平均25,666円とほぼ同水準となっています。西東京市は、26市中14番目に一般会計からの赤字補てんを多く行っています。

西東京市の下水道事業特別会計は、処理原価のうち資本費の割合が高いため、汚水処理費回収率が東京都市町村平均を大幅に下回っています。このことから、多額の一般会計からの繰出金が必要となっています。(なお、平成15年度において汚水処理費回収率が100%を超え独立採算による運営を行っている団体(東京都市町村)は、7市となっています。)

資本費:処理施設建設に係る建設費及び建設に係る地方債元利償還金

維持費:毎年度必要とされる維持管理経費

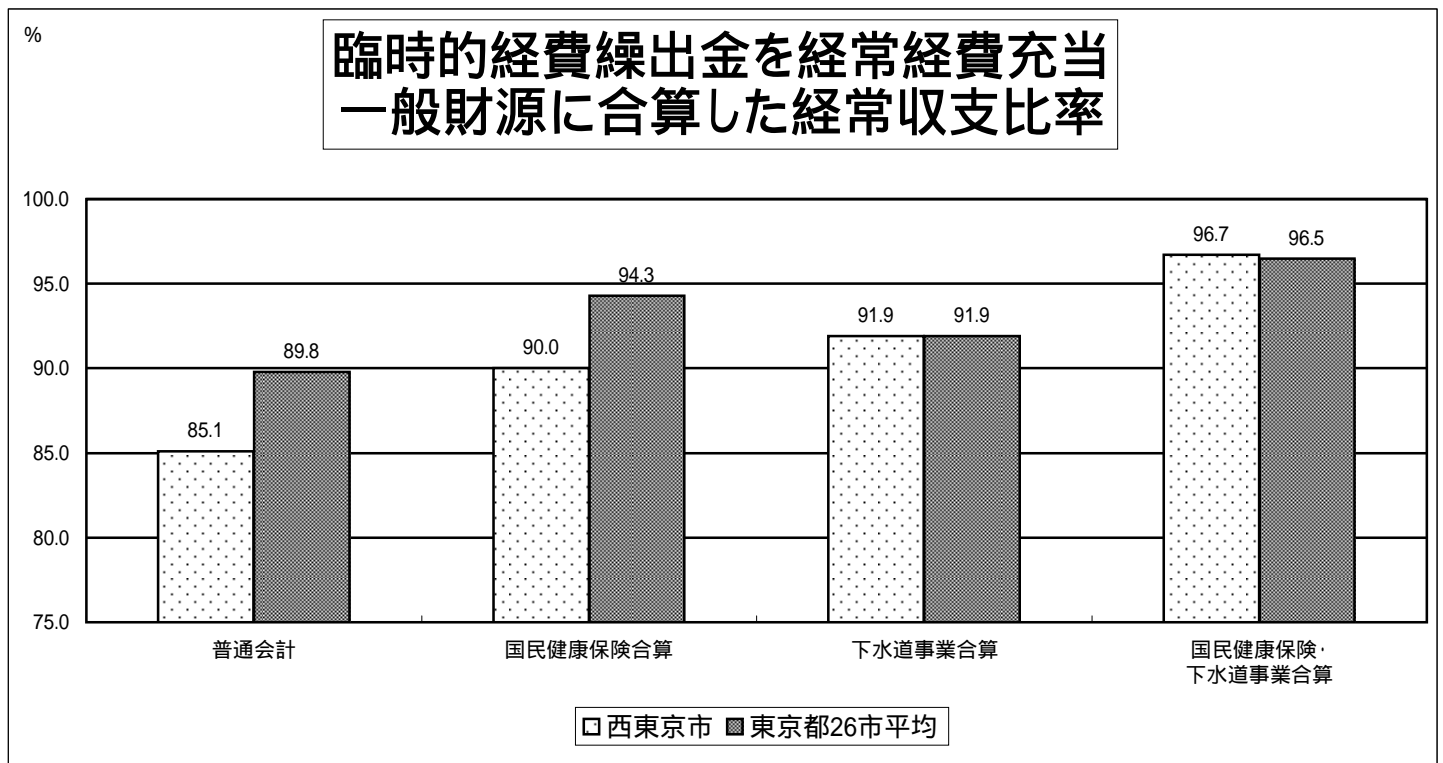
汚水処理費回収率:汚水処理費100円あたりの使用料収入割合



## < 平成15年度決算にみる経常収支比率への影響 >

国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計に対しては、毎年度一般会計から多額の赤字補てんが行われています。この経費については、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定しない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。この経費を経常収支比率の算定要素に含めた場合の西東京市の経常収支比率は、平成14年度で98.5% (26市平均96.7%)、平成15年度で96.7% (同96.5%)となり、26市平均を上回っているのが実態です。

このことから、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等特別会計の健全化に向けた取り組みが不可欠です。



### < 平成16年度見込は100%を突破 >

平成16年度における西東京市の経常収支比率は90%ですが、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計への赤字補てんに係る繰出金を経常収支比率の算出要素に含めると102.0% (26市平均は集計中です。)となり、100%を超える見込みです。

今後の課題と取り組みについて

(行革の必要性)

# 合併に伴う財政支援の段階的縮減、三位一体改革の影響により大幅な財源不足が発生

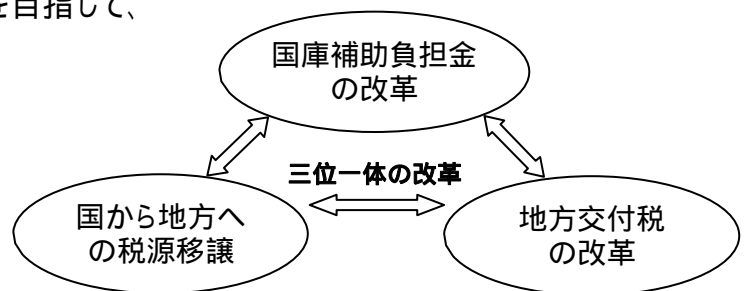
## 三位一体の改革の趣旨

三位一体の改革とは、国と地方が深刻な財源不足の状況にある中で、地方が決定すべきことは地方自らが決定するという、地方自治本来の姿の実現を目指して、

- 国庫補助負担金の改革
- 国から地方への税源移譲
- 地方交付税の見直し

の3つを「同時に改革する」取り組みです。

3つの項目について改革（見直し）が必要なのは、それぞれの制度が現状で次のような問題点を抱えているからです。

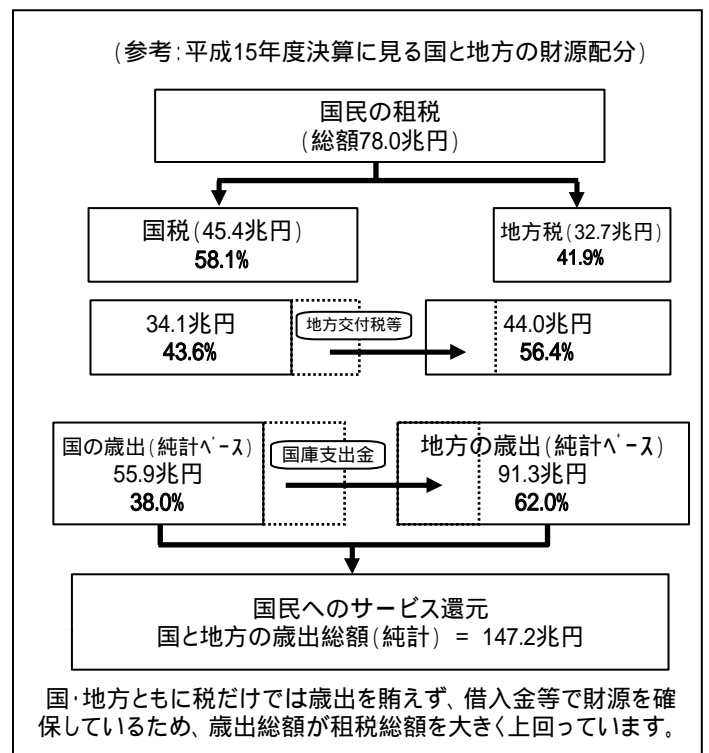


### < 国庫補助負担金 >

国の画一的な補助基準に合わせるため、必要以上の規模の施設を建設するなど、地域の実情にそぐわない事業が多く見られるほか、国の基準が足かせとなって、地方の自由な裁量が認められない事業があります。また、補助金の申請や請求のために膨大な量の事務手続きが必要です。

### < 国と地方の財源配分 >

国と地方の税収の比率はおよそ3:2ですが、歳出の比率は2:3と逆転しています。地方は自前の税収で負担しきれない歳出を、国庫支出金や地方交付税など、国から交付される歳入で賄っています。（右図参照）



### < 地方交付税 >

国から地方に交付される地方交付税の総額は、原則として所得税、法人税など国税五税の一定割合となっていますが、実際にはそれだけでは賄いきれず、借入金で埋め合わせているのが現状です。借入金が年々増加した結果、平成16年度末の国の交付税特別会計の借入金残高は約50兆円（うち地方負担分は約33兆円）にも上ります。

以上のような現状の問題点を解消するため、不要な国の補助負担金を廃止・縮小し、代わりに税源を国から地方へ移譲することによって、地方がそれぞれの実情に応じた自由な選択をすることが可能になります。その結果として行政サービスにおける合理化・効率化が進み、標準的な地方の行政規模に応じて決定される地方交付税の総額が圧縮されることが期待されます。このように、本来の三位一体の改革は地方分権を推進し、国および地方の財政健全化に寄与する取り組みであると言えます。

### 三位一体の改革の問題点と西東京市への影響

本来の三位一体の改革の趣旨に対して、実際の改革は必ずしもそれに沿った方向に進んでいるとは言えないのが現状です。

#### < 突出した地方交付税の削減がもたらす財源不足 >

地方交付税の圧縮は、本来国庫補助負担金の改革とそれに伴う地方への税源委譲により、行政サービスの合理化・効率化が進んだ結果としてもたらされるものです。しかしながら、平成16年度に実施された改革では、国庫補助負担金の削減額と税源委譲額(所得譲与税)がある程度バランスの取れたものであったのに対して、地方交付税の削減だけが先行して求められる結果となり、多くの地方団体が財源不足に陥りました。

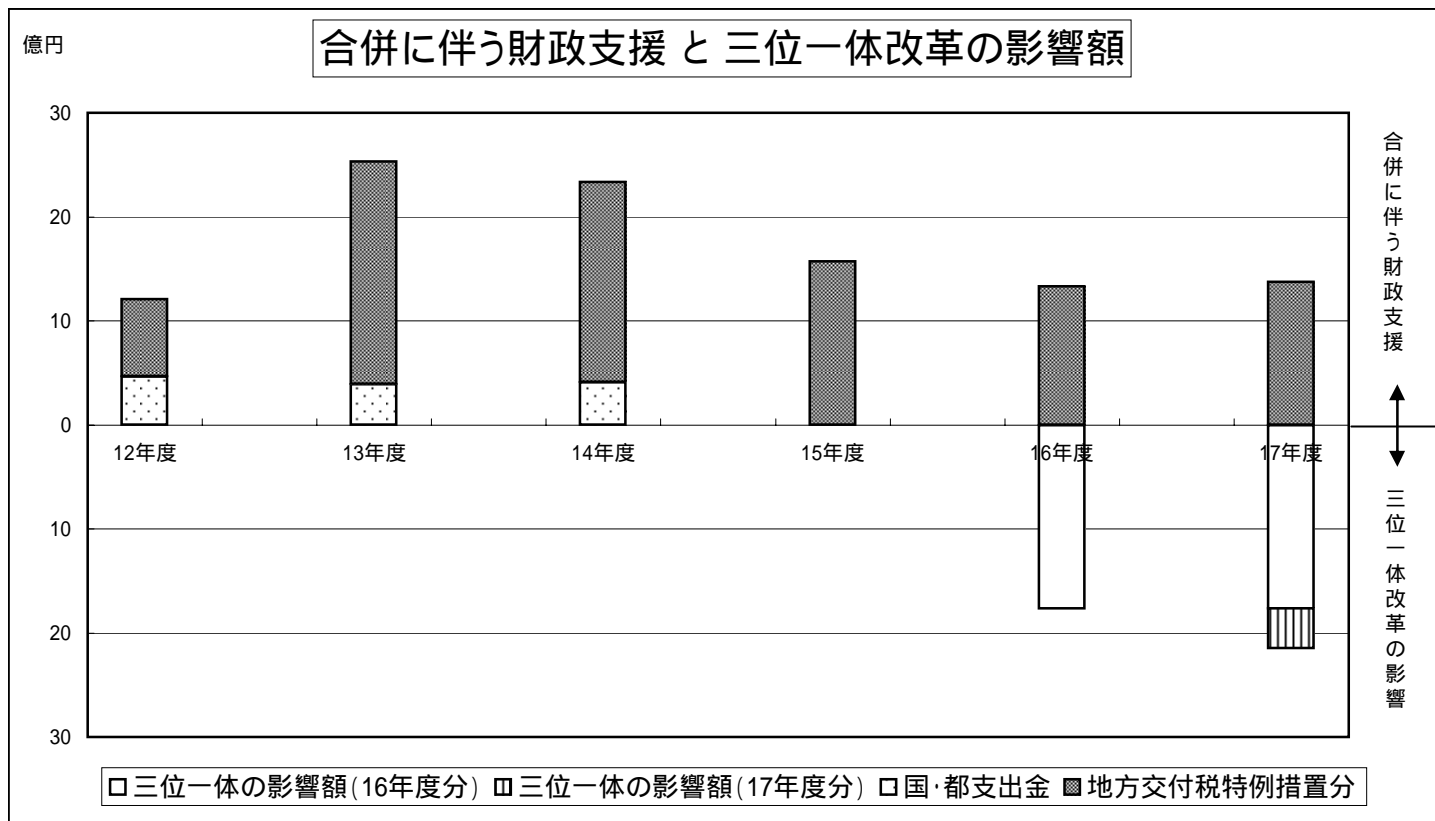
西東京市でも、平成16年度における地方交付税の削減額は一気に約17億円にも上り、合併後の特例的な財政支援を上回る規模となりました。

三位一体の改革の影響額

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度
国庫補助負担金の削減	17,694	407,207	72,050
税源移譲(所得譲与税等)	7,980	302,760	334,000
地方交付税制度の見直し	31,573	1,661,449	646,294
<b>三位一体の改革の影響額</b>	<b>21,859</b>	<b>1,765,896</b>	<b>384,344</b>

17年度は予算額



#### < 地方分権に結びつかない国庫補助負担金の見直し >

三位一体の改革により見直される国庫補助負担金は、それが縮小されることによって、地方の自由な裁量が発揮できるものでなければなりません。しかしながら、議論が先送りとなっている生活保護費負担金に代表されるように、関係省庁から提案されるものの中には、ほとんど地方に裁量の余地がなく、単なる地方への負担の転嫁としか考えられないようなものが含まれています。

## 自立した財政構造の構築に向けて (国や東京都からの援助に依存しない体質に転換するために)

これまで西東京市は、財源不足を解消するため、人件費の抑制など歳出経費の削減を図ってきましたが、合併に伴う財政支援は縮減されていく一方で、高齢化などによる社会保障関係経費など、量的、質的な行政需要の増加が見込まれており、西東京市にとっては、さらに財政的に厳しい状況が続くものと見込まれています。

このような状況の中、様々な行政課題に適切に対応していくためには、早急に財政基盤の強化と確立を図り、国や東京都からの財政支援などに頼ることなく自立した行財政運営を行い、住民福祉の向上とまちづくりの推進に必要な財源を確保していく必要があります。

そのためにはマニフェストにも掲げられていますが、既存の政策を整理(スクラップ)して、そこで得た【財源】を新しい政策に充当(ビルド)していく、いわゆるスクラップ&ビルドを基本として事務事業の整理・統合や補助金の見直しなど、財政健全化に向けた行財政改革への取り組みをなお一層強化することが求められています。

参考資料「合併による財政効果」参照

## 【参考資料】



# 合併による財政効果

## 合併後着実に進む経費削減と合併に伴う財政支援の状況

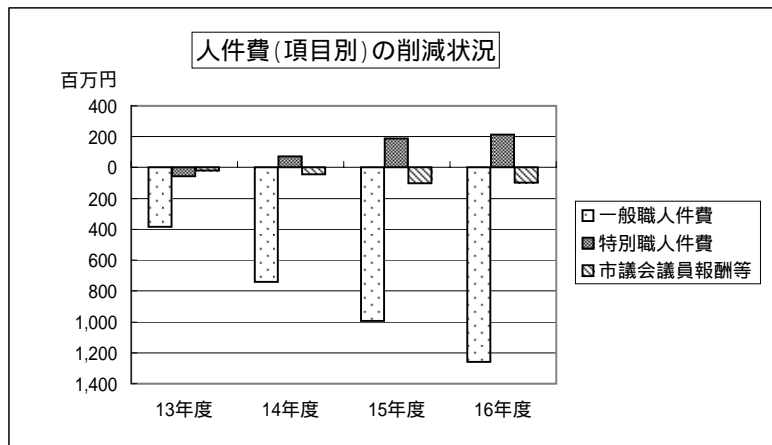
合併により、管理部門関係の経費削減や議員定数の減及び職員数の削減などにより生み出された余剰財源並びに国や東京都からの財政支援を活用し、総合計画の推進等による市民サービスの向上に努めています。

### (1) 合併による経費削減効果

(単位:百万円)

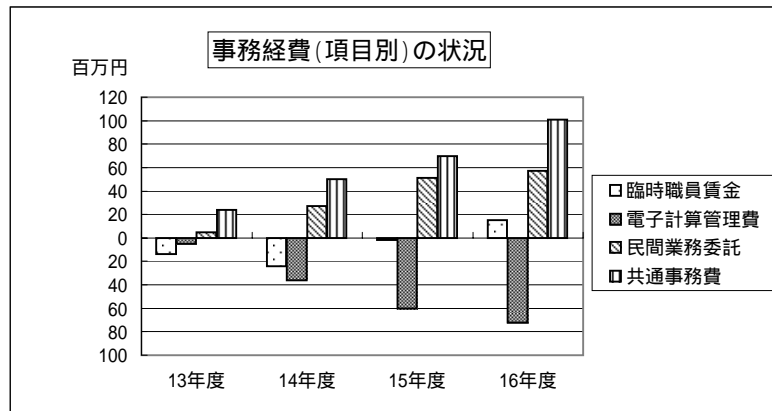
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
人件費	460	714	904	1,145	3,223
事務経費	10	17	59	101	187
消防事務事業	298	270	273	286	1,127
計	748	967	1,118	1,330	4,163

\* 平成12年度一般会計決算を基準とし、各年度一般会計決算との比較により作成  
消防事務事業については、各年度普通交付税の基準財政需要額を基準として算定



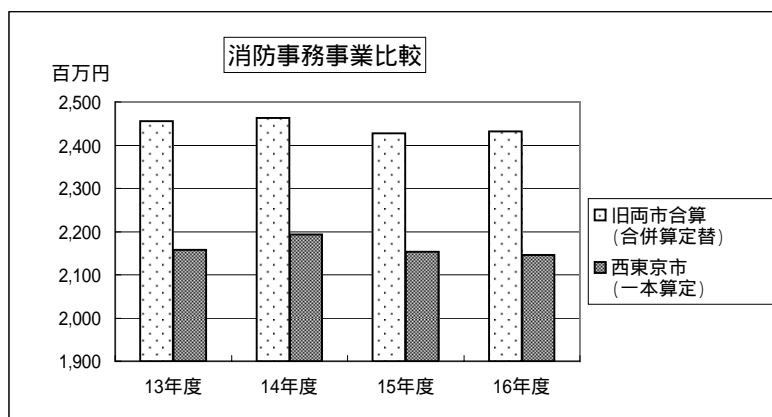
一般職員の減( 136人)  
(退職者2/3補充等による)  
12年度 1,408人 ⇒ 16年度 1,272人  
市議会議員定数の減  
12年度 46人 ⇒ 16年度 36人

なお、特別職人件費については、各種計画の策定にかかる審議会委員報酬や学校教育における情報教育専門員の配置等に伴い増加しています。



電算システムの統合による合併効果が見られます。

なお、民間業務委託については、技労職の不補充に伴い、清掃事業、給食調理業務の民間委託化が進んだことにより増加しています。



本市では、消防業務を東京都へ委託しています。

委託金の算定については、地方交付税の基準財政需要額を用いておりますが、合併後は一本算定による算定となるため、合併算定替との差額が合併効果として削減されます。

歳入					性質別					歳出				
区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般 財源等 千円	構成比 %	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般 財源等 千円	経常経費 充当一財等 千円	経常収支 比率 %				
地方税	26,840,206	48.4	24,651,279	78.5	人件費	12,615,740	23.2	11,701,492	11,348,981	32.9				
地方譲与税	638,720	1.1	638,720	2.0	うち職員給	8,173,850	15.0	7,439,967	7,416,663	21.5				
利子割交付金	251,430	0.5	251,430	0.8	扶助費	8,169,409	15.0	2,310,313	2,310,274	6.7				
配当割交付金	65,913	0.1	65,913	0.2	公債費	3,336,078	6.1	3,336,078	3,336,078	9.7				
株式等譲渡所得割交付金	68,009	0.1	68,009	0.2	元利償還金	3,336,053	6.1	3,336,053	3,336,053	9.7				
地方消費税交付金	1,916,115	3.5	1,916,115	6.1	一時借入金利息	25	0.0	25	25	0.0				
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小計	24,121,227	44.3	17,347,883	16,995,333	49.2				
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	7,750,643	14.2	6,580,532	5,746,147	16.7				
自動車取得税交付金	348,199	0.6	348,199	1.1	維持補修費	303,617	0.6	296,318	296,318	0.9				
地方特例交付金	1,158,042	2.1	1,158,042	3.7	補助費等	7,310,138	13.4	5,755,984	5,264,991	15.3				
地方交付税	2,581,284	4.7	2,123,994	6.8	積立金	1,015,269	1.9	934,453						
普通	2,123,994	3.9	2,123,994	6.8	投資・出資・貸付金	152,818	0.3	51,545	35,987	0.1				
特別	457,290	0.8			繰出金	7,386,761	13.6	7,064,117	2,706,037	7.8				
交通安全対策特別交付金	29,035	0.1	29,035	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0						
国有提供施設交付金	0	0.0	0	0.0	投資的経費	6,372,742	11.7	1,489,077						
小計	33,896,953	61.2	31,250,736	99.5	うち人件費	94,249	0.2	88,730		40,544,116 千円				
分担金・負担金	223,113	0.4	0	0.0	普通建設事業費	6,372,742	11.7	1,489,077						
使用料	519,790	0.9	110,865	0.4	補助	1,683,273	3.1	277,556		経常経費充当一般財源等				
手数料	135,040	0.2	0	0.0	単独	4,689,469	8.6	1,211,521		31,044,813 千円				
国庫支出金	5,449,336	9.8			その他	0	0.0	0						
都支出金	5,598,805	10.1			災害復旧事業費	0	0.0	0		減税補てん償及び臨時財政 対策債を歳入経常一般財源 等に加ええない場合の経常収 支比率				
財産収入	99,136	0.2	33,297	0.1	失業対策事業費	0	0.0	0		98.9 %				
寄附金	592	0.0			合計	54,413,215	100.0	39,519,909						
繰入金	2,634,241	4.7												
繰越金	1,036,293	1.9												
諸収入	397,923	0.7	29	0.0										
地方債	5,465,100	9.9												
(うち減税補てん償)	(411,500)	(0.7)												
(うち臨時財政対策債)	(2,703,300)	(4.9)												
合計	55,456,322	100.0	31,394,927	100.0										

市 町 村 税						目的別				歳出	
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般 財源等 千円		
市町村民税	11,561,169	43.1	0.1	11,454,263		議会費	510,435	0.9	510,435		
個人分						総務費	7,173,689	13.2	6,445,385		
法人分	1,581,968	5.9	18.2	1,236,620	139,594	民生費	19,958,593	36.7	12,395,732		
固定資産税	10,515,728	39.2	1.2	10,342,852		衛生費	5,667,849	10.4	3,814,842		
軽自動車税	64,469	0.2	3.4	63,275		労働費	404,641	0.8	348,848		
市町村たばこ税	927,945	3.5	1.1	920,849		農林水産業費	56,048	0.1	53,540		
鉱産税	0	0.0	0.0			商工費	439,799	0.8	332,702		
特別土地保有税	0	0.0	0.0			土木費	7,027,541	12.9	4,670,861		
法定外普通税	0	0.0	0.0			消防費	2,685,979	4.9	1,964,702		
目的税	2,188,927	8.1	0.9			教育費	7,152,563	13.2	5,646,784		
入湯税	0	0.0				災害復旧費	0	0.0	0		
事業所税	0	0.0				公債費	3,336,078	6.1	3,336,078		
都市計画税	2,188,927	8.1	0.9			諸支出金	0	0.0	0		
法定外目的税	0	0.0				前年度繰上充用金	0	0.0	0		
旧法による税	0	0.0				合計	54,413,215	100.0	39,519,909		
合計	26,840,206	100.0	1.5	24,017,859	139,594						

納税義務者数	平成16年度大規模事業 (単位:百万円)				徴収率	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
	事業名	件数	金額	割合				
個人均等割	(仮称)リサイクルプラザ建設事業	1,013			71,852 人	98.6	24.4	93.4
	保谷都市計画道路3・4・8の1号線整備事業	609						
	ひばりヶ丘駅・西武柳沢駅バリアフリー化補助事業	601						
	(仮称)合併記念公園整備事業	497						
	(仮称)西東京市体育館建替事業	366						
法人税割	青嵐中学校校舎建替事業	291			3,652 人	98.4	24.0	92.9
	保谷駅南口再開発用地取得事業	271						
	保谷都市計画道路3・4・10号線整備事業	245						
	防災行政無線整備事業	228			98.6	24.9	93.4	
	老人ホーム等建設費補助事業	184						
	小学校体育館大規模改造事業(3校)	179			国民健康保険税(料)	89.1	17.2	73.5

平成16年度  
決算状況

団体コード	132292	市町村類型	- 5
団体名	西東京市	16年度交付税種地区分	- 10

人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等	
国調	12年 180,885人 増減率(12/7) 3.3%	過疎山村 離島 不交付 広域行政圏	首都 近郊整備 既成市街地	<ごみ・し尿処理> 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合		基準財政需要額	22,666,092千円
住民基本台帳	17.3.31 185,112人 対前年度増減率 1.1%			柳泉園組合		基準財政収入額	21,875,001千円
	(参考)65才以上人口 17.3.31 34,025人	面積 15.85 K㎡		<伝染病関係>		標準財政規模 A	31,171,362千円
決算収支の状況(千円)		平成16年度	平成15年度	<収益事業>		財政力指数	0.932 単年度(0.965)
1.歳入総額 A	55,456,322	56,574,136		東京都市収益事業組合		実質収支比率	3.3%
2.歳出総額 B	54,413,215	55,537,743		東京市町村総合事務組合		経常一般財源比率	100.7%
3.歳入歳出差引額 C (A-B)	1,043,107	1,036,393		多摩六都科学館組合		公債費比率	6.8%
4.翌年度へ繰り越すべき財源 D	19,277	14,644		昭和病院組合		起債制限比率	6.6%
5.実質収支 E (C-D)	1,023,830	1,021,749		<その他>		公債費負担比率	8.2%
6.単年度収支 F	2,081	61,854		東京市町村総合事務組合		経常収支比率	90.0%
7.積立金 G	673,099	873,174		多摩六都科学館組合		現債高倍率	151.1%
8.繰上償還額 H	0	0		昭和病院組合		地方債現在高 B (特定資金公共投資事業債除く)	47,096,377千円
9.積立金取崩額 I	1,500,000	690,000				債務負担行為限度額	16,286,482千円
10.実質単年度収支 J (F+G+H-I)	824,820	245,028				債務負担行為翌年度以降支出予定額 C	2,780,980千円
一 般 職 員 ( 1 7 . 4 . 1 現 在 )				特 別 職 等 ( 1 7 . 4 . 1 現 在 )			
区 分	職 員 数 人 A	4月分給料支払総額 B 千円	1人当り支給月額 B/A 円	区 分	改定実施年月日	1人当り平均給料(報酬)月額 円	
一 般 職 員	1,102	393,030	356,652	市 町 村 長	13年1月21日	965,000	
うち技能労務職	183	66,283	362,202	助 役	"	831,000	
教 育 公 務 員	1	414	414,000	収 入 役	"	771,000	
消 防 職 員	0	0	0	教 育 長	"	771,000	
臨 時 職 員	0	0	0	議 長	"	576,000	
合 計	1,103	459,727	416,797	副 議 長	"	530,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実 質 収 支 額 千円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千円	職 員 数 人	議 員 数 ( 36 人 )	
	国民健康保険(事業勘定)	/	295,955	2,411,909	23	加 入 世 帯 数	
	老人保健医療	/	88,035	843,661	7	被 保 険 者 数 A	
	介護保険(保険事業勘定)	/	22,634	1,253,166	22	うち退職者被保険者等 B	
	介護保険(サービス事業勘定)	/	0	7,235	0	退職者医療制度加入率 B/A*100	
	下水道事業	無	36,040	2,684,507	14	1 世 帯 当 り 保 険 税 調 定 額	
	駐車場事業	無	0	0	1	被 保 険 者 1 人 当 り 保 険 税 調 定 額	
	介護サービス事業(その他の企業)	無	0	153,439	1	被 保 険 者 1 人 当 り 費 用	
	再開発事業(住宅用地造成事業)	無	459	32,824	16	保 険 税 ( 料 )	
						保 険 給 付 費	
					老 人 保 健 拠 出 金		
					介 護 給 付 費 納 付 金		

総務省から公表される数値とは、異なる場合があります。

西東京市財政白書

平成 17 年 9 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188 - 8666 東京都西東京市南町 5 - 6 - 13

電話 042 - 464 - 1311 (内線 1131・1136)

ホームページアドレス

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>